

令和8年4月作成

【令和8年度版】

暮らしの便利帳

群馬県 神流町



ご利用の案内

「神流町暮らしの便利帳」は、町民の皆様の暮らしに関わりの深い内容を紹介しています。何か困ったときや知りたいことがあるときは、この便利帳をご覧ください。また、もっと詳しいことを知りたいときは、その項目の問い合わせ先に、お気軽にお電話下さい。

○ 項目の見方

乳幼児・児童医療費の給付

■対象者
0歳児から中学校卒業までの乳幼児・児童

■内容
上記の方が医療機関で診療を受けた場合、保険診療の自己負担分と入院時食事療養費の一部負担金を給付します。ただし、県外の医療機関の場合、一時立替支払いをしてもらう場合もあります。

■手続きに必要なもの
印鑑、医療保険証

■お問い合わせ
住民生活課 国保係 内線145

正式な事業名

その事業を受けられる人
この欄がない場合は
全町民が対象です。

事業の内容です

これをそろえて
手続きしてください

役場内の担当課（係）です

※この便利帳は、令和6年4月1日現在の資料に基づいて編集してあります。
内容は、後日変更されることもありますので、事前にご確認ください。

緊急連絡先ダイヤル一覧

【連絡先】	【電話番号】	【連絡先】	【電話番号】
神流町駐在所	57-2004	神流町役場	57-2111
中里駐在所	58-2031	中里合同庁舎	58-2111
奥多野消防分署	57-2119	社会福祉協議会	58-2781
万場診療所	57-2018		
中里診療所	58-2201	神流町歯科診療所	57-2019

目 次

ご利用の案内

緊急連絡先ダイヤル一覧

目次 1～6

1. 地域情報に関すること

- 1. ケーブルテレビについて 7
- 2. ホームページについて 7
- 3. 広報「かな」について 7

2. 転入に際して

- 1. コミュニティーのしくみ 8
- 2. 窓口での本人登録について 8
- 3. 住民登録について 8
- 4. 印鑑登録について 8
- 5. 転入学の手続きについて 8
- 6. 町営住宅入居申込み（町営住宅に入居したい） 9
- 7. 定住促進住宅資金利子補給（住宅を新築・増築・改築するとき） 9
- 8. I・Uターン者定住奨励事業（I・Uターン者が定住するとき） 9
- 9. 通勤・通学等費補助事業商品券交付（町外に通勤又は通学等をするとき） 10

3. 転入後の生活に関すること

- 1. 各種届出（持参するもの等） 11
- 2. 各種証明（持参するもの・手数料） 12
- 3. 水道使用の開始・中止（水道を使いたい・止めたい） 12
- 4. 給水装置工事の申込み（新たに水道を引きたい） 12
- 5. 水道料金の支払（口座振替にしたい） 13
- 6. 電気の使用について 13
- 7. ガスの使用について 13
- 8. ごみの出し方 13
- 9. ごみの自宅収集業務について 14
- 10. 屋外燃焼行為の制限（屋外でごみを燃やすのはやめましょう！） 14
- 11. 犬の登録と注射（犬を飼うので登録したい） 15
- 12. トイレに関すること（し尿の汲み取り・浄化槽の清掃など） 15
- 13. 合併処理浄化槽整備事業（水洗トイレにしたい） 15

4. 税金に関すること	
1. 税の納期一覧	16
2. 税務関係の証明・閲覧	16
5. 施設の利用に関すること	
1. グラウンド	17
2. 体育館	17
3. コイコイアイランド会館	17
4. 生活改善センター	18
5. 老人いこいの家	18
6. 公園の利用	18
7. 健康増進管理センター	18
8. 基幹集落センター・メモリアルホールやすらぎ	19
9. 図書館	19
10. 中里合同庁舎図書コーナー	20
6. 健康に関すること	
1. 健康診査、がん検診（病気を早期に発見したい）	21
2. 定期健康相談（健康についての心配ごと）	21
3. 人間ドック、がん検診助成事業（健康保険で人間ドックの補助がない）	21
4. 若年がん患者在宅医療支援事業	22
7. 福祉バスに関すること	23
8. 幼児・児童・生徒等の保護者の方に関すること	
1. 乳幼児・児童医療費の給付（無料で医療を受けられる）	24
2. 児童手当の支給（中学生以下のお子さんがいらっしゃる方）	24
3. 児童扶養手当の支給（父又は母と生計を共にしていない児童等を養育する方）	24
4. 特別児童扶養手当の支給（障害のある児童等を養育する方）	25
5. 特別支援教育就学奨励費補助（特別支援学級へ就学する子どもを持つ方）	25
6. 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助（学用品などの経費を補助してほしい）	25
7. 奨学資金の貸与（奨学金を受けたい）	25
8. 幼児用補助装置購入費補助（チャイルドシートを購入する方）	26
9. 子どもの保健に関すること	
1. 乳幼児健康診査（子どもの健診を受けたい）	27
2. 乳幼児健康相談（子どもの健康について相談したい）	27
3. 母子健康手帳、妊娠健康診査受診票（妊娠がわかったら）	27
4. 法律による予防接種〔定期予防接種〕（予防接種を受けたい）	28

5. 法定外予防接種〔任意予防接種〕（予防接種を受けたい）	29
6. 風しん抗体検査および予防接種の費用助成	29
7. 出産・子育て応援給付金	29
8. 両親学級	30
9. 育児学級（育児の不安を解消したい・育児仲間づくりをしたい）	30
10. 不妊治療費の助成（妊娠を希望される女性やそのご家族へ）	31

10. 保育所・家庭教育等に関すること

1. 保育所（家庭で保育することができない方）	32
2. 就学時健康診断（小学生になる前の健康診断を受けたい）	32
3. 育児プレイルームすこやか（子育てを応援する施設）	32
4. 学童保育所（保護者の就労等により昼間保護者のいない家庭で学童保育することができない方）	32

11. ひとり親家庭に関すること

1. 遺族基礎年金（残された妻子の生活のために）	33
2. 母子・父子家庭医療費の給付（無料で医療を受けられる）	33
3. 母子及び寡婦福祉資金貸付（就学資金などを借りたい）	33
4. 寡婦年金（夫が亡くなったとき）	34

12. 祝い金・見舞金に関すること

1. 結婚祝い金（結婚された方に）	35
2. 子育て支援金の支給（出生・入学・卒業時に支給されます）	35
3. 敬老祝い金・特別祝い金の支給（長寿のお祝いがもらえます）	35
4. 災害見舞品等の支給（災害で住宅を失ったとき）	36
5. 災害見舞金の支給（災害を受けたとき）	36

13. 介護保険の利用に関すること

14. 高齢者の方に関すること

1. 配食サービス（食事を届けてほしい）	39
2. 地域包括支援センター（家での介護で困ったとき）	39
3. インフルエンザ予防接種（予防接種を受けたい）	39
4. 帯状疱疹ワクチン予防接種	40
5. 高齢者肺炎球菌（定期接種）	40
6. 高齢者肺炎球菌（任意接種）	40
7. 住宅改造費補助（住宅を改造したい）	41
8. 高齢者居住施設事業（ひとりで暮らすのが不安なとき）	41
9. ねたきり老人等紙おむつ給付事業（紙おむつを援助してほしい）	42
10. 福祉車両貸与事業（リフト付きの車を借りたい）	42

1 1.	高齢者住宅	・・・	42
1 2.	介護慰労金の支給（在宅で介護をしているので、援助してほしい）	・・・	42
1 3.	バス利用促進敬老割引（路線バスの料金を割引します）	・・・	43
1 4.	高齢者教室（生きがいのある豊かな生活を送りたい）	・・・	43
1 5.	公共交通空白地有償タクシー（必要な時に送迎してほしい）	・・・	43
1 6.	高齢者等安心見守りシステム事業（急病・救急時が不安なとき）	・・・	44
1 7.	一般介護予防事業	・・・	44
1 8.	ミニデイサービス事業	・・・	44
1 9.	悪質電話対策機器購入費補助金（振り込め詐欺等を未然に防ぎたい）	・・・	45

15. 障害をお持ちの方に関すること

1.	身体障害者手帳の交付（身障手帳をもらって福祉制度を利用したい）	・・・	46
2.	療育手帳の交付（療育手帳をもらって福祉制度を利用したい）	・・・	46
3.	障害基礎年金の支給（病気やケガで障害が残った場合）	・・・	46
4.	在宅重度心身障害者手当の支給（在宅で重い障害を持つ方）	・・・	47
5.	障害児福祉手当の支給（20歳未満で、重い障害を持つ方）	・・・	47
6.	特別障害者手当の支給（20歳以上で、重い障害を持つ方）	・・・	47
7.	更生医療の給付（機能回復のための医療を受けたい）	・・・	47
8.	重度心身障害者医療費の給付（医療費を補助してほしい）	・・・	48
9.	障害者総合支援制度（各種支援を受けたい）	・・・	48
10.	重度障害者居宅改善整備費の補助（住宅を使いやすく改善したい）	・・・	48
11.	自動車改造費用の助成（障害に合わせて自動車を改造したい）	・・・	49
12.	日常生活用具の給付・貸与（生活に便利な器具がほしい）	・・・	49
13.	自動車運転免許取得費用の援助（免許取得に援助を受けたい）	・・・	49
14.	補装具の給付・修理（車いすなどの補装具がほしい）	・・・	49
15.	日常生活自立支援事業 （福祉サービスや日常の金銭管理について支援してほしい）	・・・	50
16.	NHK受信料の減免（受信料の減免を受けたい）	・・・	50
17.	自動車税・自動車取得税の減免（自動車税の減免を受けたい）	・・・	50
18.	有料道路の割引（通行料の割引を受けたい）	・・・	50
19.	人工透析等通院交通費補助（通院交通費の補助を受けたい）	・・・	51
20.	難聴児補聴器購入支援（子どもに補聴器を購入したい）	・・・	51
21.	精神障害者保健福祉手帳の交付	・・・	52

16. 国民健康保険被保険者の方に関すること

1. 高額療養費支給（病気、けが等で高額な医療費を支払ったとき）	・・・53
2. 出産育児一時金（被保険者が出産したとき）	・・・53
3. 療養費支給（保険証を使わないで自費で支払ったとき）	・・・53
4. 国民健康保険事業（人間ドック検診の補助を受けたい）	・・・53
5. 第三者行為（交通事故等でケガをしたとき）	・・・54
6. 葬祭費支給（被保険者が死亡し葬儀を行ったとき）	・・・54
7. 特定健診・特定保健指導（加入者の健康維持のために）	・・・54
17. 後期高齢者医療被保険者の方に関する事	
1. 制度の概要（新しい制度について）	・・・55
2. 高額療養費支給（病気、けが等で高額な医療費を支払ったとき）	・・・55
3. 療養費支給（保険証を使わないで自費で支払ったとき）	・・・55
4. 第三者行為（交通事故等でケガをしたとき）	・・・55
5. 葬祭費支給（被保険者が死亡し葬儀を行ったとき）	・・・56
6. 人間ドック検診費補助（人間ドック検診の補助を受けたいとき）	・・・56
18. 国民年金に関する事	
1. 老齢基礎年金の支給（年金を受けられる年齢になったら）	・・・57
2. 付加年金（将来、年金を多く受け取りたい）	・・・57
3. 死亡一時金の支給（年金を受けなくて亡くなったとき）	・・・57
19. 農林業者・事業者の方に関する事	
1. 農地に関する相談（農地について聞きたい）	・・・58
2. 有害鳥獣対策事業（「けもの」が畑を荒らして困っている）	・・・58
3. 小規模土地改良事業〔県民参加型〕（地域で畑を守りたい）	・・・58
4. 耕作放棄地等解消事業（畑を維持したい）	・・・58
5. 伐採の届出（山林の木を伐採するとき）	・・・59
6. 森林の土地の所有者届出	・・・59
7. 小口資金融資（小口の事業資金を融資してほしい）	・・・59
8. 地域特産等振興資金利子補給（町の特産品を作りたい）	・・・60
9. 神流町産業振興支援補助（6次産業化等の支援を受けたい）	・・・60
20. 生活にお困りの方に関する事	
1. 生活保護制度（生活に困ったとき）	・・・61
2. 国民健康保険税の減免申請（国保税を減免してほしい）	・・・61
3. 国民年金保険料の猶予	・・・61
4. 高額療養費貸付事業（医療費の支払いで家計のやりくりが大変な方）	・・・61
5. 神流町ケーブルテレビ使用料の減免（使用料等を免除してほしい）	・・・61

- 6. 国民年金保険料の免除（保険料を免除・猶予してほしい） . . . 62
- 7. 生活福祉資金貸付（生活のための資金を借りたい） . . . 62
- 8. 日常生活用具貸付（介護ベッドなどの日常生活用具を借りたい） . . . 63

2 1. 神流町の福祉団体に関すること

- 1. 社会福祉協議会 64
- 2. 高齢者能力活用センター 64

2 2. その他

- 1. 医療・保健資格者養成奨学資金（医師等になりたいので援助してほしい） . 66
- 2. 地形図の販売（町の地形図が欲しい） 66
- 3. 骨髄移植ドナー助成事業（骨髄等の提供を行ったとき） 66
- 4. メール・LINE の配信登録 67

※観光に関すること

<https://www.town.kanna.gunma.jp/kanko/index.html>



※町施設一覧

https://www.town.kanna.gunma.jp/soshiki/somuka_gikaijimukyoku/8/1/108.html



1. 地域情報に関すること

1. ケーブルテレビについて

■テレビ【再送信業務】

難視聴地域である神流町は、ケーブルテレビ網を利用してテレビ放送の再送信を行っています。
町に住所を有する方、又は居住する方は月額1,000円でご利用いただけます。

■【自主放送業務】

①テレビ放送

各種イベント・学校行事・議会収録などの自主制作番組を1日9回放送しています。

(放送開始時間) 6:30・10:00・12:30・14:00・18:30・19:30・21:00・22:00・23:00

②文字放送

1週間を1サイクルとして行政のお知らせ・一般放送・商業放送を24時間放送しています。

(自主制作番組放送以外の時間)

③音声告知放送

行政からのお知らせ・お悔やみなど、必要に応じ1日2回行っています。季節により放送開始時間が異なります。

・夏期(4月～9月)7時と19時 ・冬期(10月～3月)7時と18時

④生放送

緊急かつ重要と判断した場合は行います。

■インターネット【プロバイダ業務】

接続時間を気にすることなく、定額でご利用いただけます。

・月額 2,000円

■加入方法について

ケーブルテレビの加入を希望される方は、下記までご連絡ください。

新規加入などで自宅ONU端末を取り付ける工事が必要な場合、最低でも3万円の加入者負担金が必要となります。ケーブルテレビ加入者が追加でインターネットに加入する場合、加入者負担金は1万5千円です。

■お問い合わせ

総務課 ふれあいネット神流 050-3665-0338

URL:http://town.kanna.gunma.jp/?page_id=194

2. ホームページについて

■神流町のホームページ

神流町の行政情報などをホームページで公開しています。

URL:<http://www.town.kanna.gunma.jp/>

3. 広報「かんな」について

行政情報や地域の話題、文化的な要素も交え、町の情報資料として毎月1回(5日)発行します。

■お問い合わせ

議会事務局 050-3665-0346

2. 転入に際して

1. コミュニティーのしくみ

神流町には21の行政区があります。転入されたときは、区長さんに一言あいさつするようにしてください。

■お問い合わせ

総務課 総務係 050-3665-0338

2. 窓口での本人確認について

各種届出・証明を受ける際「身分証明書」で本人確認をさせていただきます。

身分証明書とは、運転免許証（運転経歴証明書）・パスポート・マイナンバーカードなど、本人の顔写真が貼られたものを言います。

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

3. 住民登録について

他の市区町村から神流町に転入された方は14日以内に住民登録を済ませて下さい。届け出の際には、運転免許証等の身分証明書の提示をお願いします。

国民年金・国民健康保険加入者は、住民登録と一緒に手続きをしてください。また、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、手帳の住所変更も行ってください。

■手続きに必要なもの

転出証明書（前住所地の市区町村で発行したもの）、印鑑、国民年金手帳（加入者）
身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの方）、マイナンバーカード等
※手続きにより必要なものが異なる場合がありますので、詳しくはお問合せ下さい。

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

4. 印鑑登録について

神流町で新たに登録してください。（他の市町村の印鑑登録証は使えません）町内に住民登録している15歳以上の人であれば登録できます。

■手続きに必要なもの

登録する印鑑、手数料300円、運転免許証等の身分証明書

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

5. 転入学の手続きについて

小・中学校へ通うお子さんがいる方は、住民登録を済ませてから、教育委員会で「転入手続き」をしてください。その後、前の学校で転学手続きの際に発行された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を持って、新しく通うことになる学校で手続きしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、在学証明書、教科用図書給与証明書

■お問い合わせ 教育委員会 学校教育係 050-3665-0347

6. 町営住宅入居申込み

■対象者

住宅に困窮している方

■内容

①麻生団地10戸 ②生利団地10戸 ③本町団地4戸 ④本町団地単身用7戸 ⑤原団地6戸

⑥井田団地9戸 ⑦宮越団地8戸（※世帯用2戸、単身用6戸）

⑧まちなみ団地20戸（※世帯用4戸、単身用16戸） ⑨まちなか団地単身用8戸

の計82戸あります。団地によって住宅面積、使用料等異なるので、入居申込のときに確認してください。

■手続きに必要なもの

町営住宅入居申込書、住民票、納税証明書、所得（収入）証明書（源泉徴収票の写し等、本人及び保証人等）等

■お問い合わせ

産業建設課 建設係 050-3665-0342

7. 定住促進住宅資金利子補給

■対象者

町内に居住又は居住を予定する方

■内容

住宅を新築、増築又は改築する場合、借入金に対して利子補給をしています。

対象資金の限度額は1,000万円で、借入利子の1/2とし、年3%を限度として利子補給する。

なお、利子補給期間は5年間が限度です。

■手続きに必要なもの

印鑑、申請書、住民票、見積書等

■お問い合わせ

総務課 企画財政係 050-3665-0338

8. I・Uターン者定住奨励事業

■対象者

世帯全員の年齢が50歳未満のI・Uターン者が定住するために借家に入居し、永住を前提に引き続き5年以上居住する見込みのある方に対し、5年間支給する。

■内容

家賃から住宅手当等を差し引いた後の金額を補助対象とし、月額1万円以内とする。ただし、対象額が2万円以内の場合は、その2分の1の額を支給する。世帯員に町税滞納者又は、国家公務員及び地方公務員がいる場合は対象外とする。

■お問い合わせ

総務課 企画財政係 050-3665-0338

9. 通勤・通学等費補助事業商品券交付

■対象者

- ・町内に継続して居住する意思がある方
- ・町外に勤務又は通学し、その距離が片道20km以上ある方
- ・勤務する事業所等の車輛を通勤に使用していない方
- ・町税を滞納していない方

■内容

次の通勤・通学等の距離により神流町商品券を交付。

- ①20km以上30km未満の場合 月額3,000円
- ②30km以上40km未満の場合 月額4,000円
- ③40km以上の場合 月額5,000円

■お問い合わせ


総務課 企画財政係 050-3665-0338

3. 転入後の生活に関すること

1. 各種届出

届出の種類	持参するもの等	届出期間
婚姻届	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届書 ・身分証明書 ・届出地（夫・妻どちらかの本籍地又は住所地、一時滞在地） 	
離婚届	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚届書 ・身分証明書 ・届出地（本籍地又は住所地） 	
出生届	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・出生証明書 	14日以内
死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書 ・印鑑登録証（登録者） ・後期高齢者医療資格確認書（加入者） ・年金手帳又は年金証書（年金加入制度が国民年金の方のみ） ・介護保険被保険者証（被保険者） ・国民健康保険資格確認書（加入者） 	7日以内
転入届	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・身分証明書 ・転出証明書 ・年金手帳（国民年金加入者） ・マイナンバーカード 	14日以内
転出届	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格確認書（加入者） ・後期高齢者医療資格確認書（加入者） ・印鑑登録証（登録者） ・福祉医療費受給資格証（受給者） ・介護保険被保険者証（被保険者） ・マイナンバーカード 	転出する日の 30日前から 転出後14日以内
転居届	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療資格確認書（加入者） ・身分証明書 ・年金手帳（加入者） ・国民健康保険資格確認書（加入者） ・介護保険被保険者証（被保険者） ・福祉医療費受給資格証（受給者） ・マイナンバーカード 	14日以内
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・手数料 300 円 ・身分証明書 	
保険証の 変更	社保→国保 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険離脱証明書 ・身分証明書 	14日以内
	国保→社保 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険資格確認書（又は資格情報のお知らせ） ・身分証明書 ・国民健康保険資格確認書 	
旅券 (パスポート)	旅券に関する申請など 詳細については住民生活課住民係までお問い合わせください。	

2. 各種証明

証明の種類		手数料	持参する者	注 意 事 項
戸籍に関する証明	戸籍全部・ 個人事項証明	1通 450円	請求者の 本人確認 書類等	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び直系の親族又は同一戸籍内の方に加え、戸籍法に規定する第三者が請求できます。詳しくは法務省のホームページをご覧ください。（法務省 HP 戸籍 ABC） 
	除籍謄本・ 抄本	1通		
	改製原戸籍 謄本・抄本	750円		
	身分証明	1通		
	戸籍附票の 写し			
住民票	300円	<ul style="list-style-type: none"> 本人又は同居の家族の方が請求してください。 第三者に依頼する場合は、委任状が必要です。 		
印鑑証明		印鑑登録証	<ul style="list-style-type: none"> 代理人に依頼する場合、必ず印鑑登録証を渡し来庁者に住所、氏名、生年月日を正確に伝えておいてください。※委任状は不要です。 	

※その他の証明やご不明な点はお問い合わせください。

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340
中里支所 050-3665-0347

3. 水道使用の開始・中止

■内容

以下のような場合には申請が必要となります。

- ①引越し後、新しく水道をご使用になるとき（給水の開始届出書）
- ②家の取り壊しや、引越しのため水道を使用しなくなるとき（給水の中止届出書）
- ③使用者や所有者が変わったとき（変更届出書）

■手続きに必要な情報

- ①水を使いたい・止めたい場所
- ②開始・中止の希望日（変更内容）
- ③各届出責任者の氏名・住所・電話番号

■お問い合わせ

産業建設課 水道係 050-3665-0342

4. 給水装置工事の申込み

■内容

家の新築などで今まで水道のなかった所へ 新規に水道を引く場合や、現在使っている 水道の手直しなどを行う場合は、産業建設課水道係へ申し込んでください。

■お問い合わせ

産業建設課 水道係 050-3665-0342

5. 水道料金の支払

■内容

ご家庭のメーターの検針には2カ月に一度 伺い、水道料金は2カ月ごとにお支払いいただきます。お支払いは便利な口座振替をお勧めします。取扱金融機関は群馬銀行、しのめ信用金庫、JA多野藤岡、ゆうちょ銀行です。

■手続きに必要なもの

印鑑、口座振替払依頼書 ※依頼書は取扱金融機関へ提出して下さい。

■お問い合わせ

産業建設課 水道係 050-3665-0342

6. 電気の使用について

電気の使用を開始するときは、電力会社に個人で申し込んでください。

7. ガスの使用について

神流町は、LPガスです。都市ガス用のガス器具は使えません。詳しくは、ガスの取扱店にお問い合わせてください。

8. ごみの出し方

詳細は、下記を参照してください。ごみ指定袋の購入方法、ごみ収集場所がわからない方や、年間収集日程表、ごみの分け方・出し方をお持ちでない方は、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ

住民生活課 環境衛生係 050-3665-0340

家庭ごみは7つに分けられます。

1. 可燃ごみ・・・生ごみ・紙類・プラスチック等の可燃物
2. 金属類のごみ・・・スチール類・その他金属類
3. 危険物類のごみ・・・ガラス類・陶器類等の危険物
4. アルミ類のごみ・・・アルミ缶・ビンのアルミふた等のアルミ類
5. 資源ごみ・・・ペットボトル・新聞雑誌・ダンボール・布・革類・飲料用紙パック・食品トレイ
6. 有害ごみ・・・乾電池・体温計・蛍光管
7. 粗大ごみ・・・自転車・家具類・家電
(家電5品目のテレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・パソコンを除く)

※町で処理できないごみ(家電5品目・建築廃材・ガスボンベ・廃タイヤ・バッテリー等)は、購入店や専門の処理業者に引き取ってもらうようお願いします。

ごみの出し方について

ごみは町指定の収集袋がありますので、すべて(資源ごみの一部、粗大ごみを除く)指定の収集袋に入れて、収集日に指定の場所にお出してください。

【町指定の収集袋4種類】

- ・可燃袋(青字)・・・可燃ごみ・ペットボトル・布・革類・食品トレイを入れてください。
(それぞれ収集日は異なります)

- ・金属袋（黒字）・・・・・・ スチール類やその他金属類を入れてください。
- ・危険物袋（赤字）・・・・・・ ガラス類・陶器類等の危険物を入れてください。
- ・アルミ袋（緑字）・・・・・・ アルミ類を入れてください。

【町指定の収集袋に入れないごみ】

- ・資源ごみ・・・・・・ ダンボール・新聞・雑誌・飲料用紙パックはヒモ等でしっかり縛り、名前がわかるように書いて出してください。
- ・粗大ごみ・・・・・・ 自転車、家具類等の収集は行っておりませんので、直接、クリーンセンター（尾附）に持ち込んでください。
- ・有害ごみ・・・・・・ 乾電池・体温計・蛍光灯は、中身の見える透明な袋に入れ、危険物の収集日に排出してください。

※ごみを排出する際には、以下のことに注意してください。

1. 生ごみの水分はよく切ってから排出してください。
2. ごみ袋には、指定されたもの以外は入れないでください。
（特に金属類とアルミ類を混合しないでください。）
3. カンやビンの中にタバコの吸い殻等を入れしないでください。
その他、皆様のモラルある排出をお願いいたします。

9. ごみの自宅収集について

■内容

高齢者世帯又は身体が不自由であるため、ごみステーションまでのごみ出しが困難な方の自宅へ伺い、ごみの収集（有料）を行います。

■申込み方法

月曜日の午前9時から10時の間に、クリーンセンターへ直接電話で申し込んでください。
（月曜日が祝祭日の場合は実施しません） 電話：0274-20-6116

■料金

①ごみ袋1袋につき200円 ②ごみ袋に入らないダンボールや新聞紙等は、1しぼり200円

■お問い合わせ

住民生活課 環境衛生係 050-3665-0340

10. 屋外燃焼行為の制限

近年、地球温暖化問題やダイオキシン発生問題があり、野外焼却はその大きな原因の一つになっています。平成13年には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、家庭用焼却炉での焼却及び野外焼却が禁止になりました。「群馬県的生活環境を保全する条例」でも禁止されています。但し、焼却禁止の例外として認められている焼却行為もありますが、地球環境保全のためにもみだりに焼却をしないようご協力をお願いいたします。

■法律により禁止されている焼却行為

- ・家庭用小型焼却炉での焼却
- ・庭先や空き地でのごみの焼却
- ・ドラム缶、一斗缶、レンガ囲いを使用したごみの焼却等

■例外として認められているもの

- ・法令に基づく焼却・・・伝染病家畜、松くい虫被害伐木等の焼却等

- ・風俗習慣上の行事のための焼却・・・火祭り、どんど焼き等
- ・学校教育、レジャー等のための焼却・・・たき火、バーベキュー、キャンプファイヤー等
- ・農業、林業等を営むためのやむを得ない焼却

※例外として認められている場合であっても、周辺住民の方への迷惑とならないようお願いいたします。また、家庭から出たごみ等は絶対に焼却しないでください。

■お問い合わせ

住民生活課 環境衛生係 050-3665-0340

11. 犬の登録と注射

■内容

犬を飼い始めた場合には、飼い始めた日から30日以内に犬の登録申請書を町に提出して下さい。但し、生後間もない犬を飼い始めた場合は、生後91日になってから、登録を行ってください。また、町では月日を指定し、狂犬病の予防注射を実施しております。実施日等の詳細については、登録をされている犬の飼い主様宛に通知しますので、最寄りの会場で注射を受けさせてください。

■手続きに必要なもの

犬の登録：犬の登録等申請書、登録手数料
 予防注射：登録時に発行する愛犬手帳、狂犬病予防注射料

■お問い合わせ

住民生活課 環境衛生係 050-3665-0340

12. トイレに関すること

■内容

汲み取り及び個人で設置した浄化槽の清掃依頼については直接許可業者へ連絡してください。

■手続きに必要なもの

なし

■お問い合わせ

住民生活課 環境衛生係 050-3665-0340

■神流町 浄化槽清掃・し尿処理業者許可一覧

㈲群馬環境	TEL：027-343-3545	〒370-0086	群馬県高崎市沖町 375-5
新開設備工業(株)	TEL：027-387-4601	〒370-2133	群馬県高崎市吉井町吉井川 881-1
上野衛生舎	TEL：0274-59-2439	〒370-1611	群馬県多野郡上野村新羽 27

13. 合併処理浄化槽整備事業

■内容

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町で合併処理浄化槽の設置を行っています。合併処理浄化槽の本体購入とそれに伴う設置工事は町の費用で行います。トイレの改修、配管工事等は設置者負担となります。※設置を希望される方は事前に担当課へ照会してください。

■手続きに必要なもの

申請書、世帯全員の住民票、簡単な家の平面図

■お問い合わせ

住民生活課 環境衛生係 050-3665-0340

4. 税金に関すること

1. 税の納期一覧 決められた期日内に納税しましょう。

区分	税	4月	5月	6月	7月	8月	9月
町税	町・県民税			1期		2期	
	固定資産税		1期		2期		
	軽自動車税	全期					
	国民健康 後期高齢保険				1期	2期	3期
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
		3期			4期		
				3期		4期	
		4期	5期	6期	7期	8期	9期

2. 税務関係の証明・閲覧

証明	手数料	申請に必要なもの	
所得証明	1件 300円	(本人・同居の親族の場合)	
所得証明(児童手当用)		・身分証明書	
課税証明		(法人の場合)	
非課税証明		・代表者印	
扶養証明		(代理人の場合)	
納税証明		・本人からの委任状又は代理 であることを証する書類 (委任状又は代理人選任届)	
軽自動車納税証明(車検用)	無料	・代理人の身分証明書	
営業・所在証明	1件 300円	最近納められた町税の納税証明を申請するとき	
住宅用家屋証明	1件 1,300円		・その町税の領収証書
評価証明(土地)	同一名義人1筆まで300円 (1筆増すごとに40円)		
評価証明(家屋)	1棟 300円 (1棟増すごとに40円)		
公租公課証明	1件 300円		
閲覧	手数料		
公図・地積図	1件 300円 ※閲覧は本庁舎のみです。		
土地・家屋台帳			
名寄帳			

■お問い合わせ

住民生活課 税務係 050-3665-0340

5. 施設の利用に関すること

1. グラウンド

利用を希望される方は、それぞれの申込先へ連絡してください。各種団体が定期的に利用している場合がありますので、あらかじめ相談してください。

◆総合グラウンド ◆宮地グラウンド ◆船子グラウンド 単位：円

利用者	利用時間	使用料
町民のスポーツ活動等		無 料
営利団体	4時間未満	12,000
	4時間以上	24,000
町外者の団体	4時間未満	8,000
	4時間以上	16,000
	照明使用	1,500/時間
その他の団体	4時間未満	2,000
	4時間以上	4,000

■申込み 教育委員会 生涯スポーツ係
050-3665-0347

2. 体育館

利用を希望される方は、それぞれの申込先へ連絡してください。夜間は、各種団体が定期的に利用していますので、あらかじめ相談してください。

◆町民体育館 単位：円

利用者	利用時間	使用料
町民のスポーツ活動等		無 料
営利団体	4時間未満	12,000
	4時間以上	24,000
町外者の団体	4時間未満	8,000
	4時間以上	16,000
その他の団体	4時間未満	2,000
	4時間以上	4,000

■申込み 教育委員会 生涯スポーツ係
050-3665-0347

3. コイコイアイランド会館

研修会、講習会等の集会に利用できます。

単位：円

利用者	利用時間	使用料		
		多目的ホール	談話室	加工所
公共団体等及び町民がスポーツ活動などで利用する場合		無 料	無 料	500
営利	4時間未満	10,000	5,000	使用不可
	4時間以上	20,000	10,000	

その他	4 時間未満	1,000	1,000	1,000
	4 時間以上	2,000	2,000	2,000

■申込み 観光案内所 57-3305

4. 生活改善センター

研修会、講習会等の集会に利用できます。

◆西部生活改善センター

■料金 無料。ただし、私的用務で使う場合は、次のとおり。

西部生活改善センター						単位：円
区分	集会室	研修室	保健相談室	調理室	什器 備品	
6時間以内	1,500	500	250	500	250	
12時間以内	3,000	1,000	500	1,000	500	
18時間以内	4,500	1,500	750	1,500	750	
24時間以内	6,000	2,000	1,000	2,000	1,000	

■申込み 産業建設課 商工観光農業係 050-3665-0342

5. 老人いこいの家

健康増進やレクリエーション等に利用できます。

■使用料

町在住者は無料（冠婚葬祭等の私的用務及び他の市町村在住者は有料）

■申込み

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

6. 公園の利用

公園はどなたでも利用できますが、催し物にしたい時や、榎森公園でキャンプ等をする場合には、許可が必要です。

◆神流川公園 ◆塩沢公園 ◆大寄公園 ◆麻生公園 ◆榎森公園

■使用料

神流川公園の私的利用は6時間ごとに3,000円。

その他の公園、神流川公園休憩所の使用料は無料。

ただし、榎森公園でキャンプ等をする場合は次のとおり。

(単位：円)

利用者	キャンプ場1箇所当たり (炊事場利用を含む)	
	昼間のみ	1泊につき
町民、公共機関及び公共機関に準ずる団体	無料	無料
上記以外の者。 ※町民と町外者とが共同で利用する場合を含む	2,000	3,000

■お問い合わせ

産業建設課 建設係

※榎森公園のみ観光案内所57-3305

■その他

塩沢・大寄・榎森公園は水道凍結防止のため、12月1日～翌年3月31日まで使用できません。

7. 健康増進管理センター

中里合同庁舎4階にある健康増進管理センターでは、運動器具エリア、リラクゼーションエリア、

フィットネスエリア等、健康増進に必要な各種運動器具、マッサージ器等を取り揃えています。
運動不足を解消したり、リハビリなどにご利用ください。
初めてご利用いただく時のみ、受付で必要な手続きをしていただきます。
利用できるのは、中学生以上の方で、運動靴やタオルをご持参ください。

■利用時間

午前10時～午後8時（4月～11月） 午前10時～午後7時（12月～3月）
※ 状況応じ、時間変更することがあります。

■閉館日 土曜・日曜・祝日・年末年始

※ 上記以外にも、臨時閉館することがあります。

■お問い合わせ

中里支所 050-3665-0347
保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

8. 基幹集落センター・メモリアルホールやすらぎ

冠婚葬祭、講習会等の集会に利用できます。

■使用料

無料。ただし、冠婚葬祭等の私的用務で使う場合は下記のとおり。

■お問い合わせ

産業建設課 商工観光農業係 050-3665-0342

基幹集落センター使用料（単位：円）										
区分	利用時間 （以内）	集会室	生活改善 実習室	保健 指導室	高齢者 研修室	メモリア ルホール やすらぎ	什器 設備	特別室 （1回）	浴室 （1回）	寝具一式 （1泊）
町 民	6時間	3,000	500	500	1,000	5,000	250	5,000	男子用 3,000 女子用 2,000	500
	12時間	6,000	1,000	1,000	2,000	10,000	500			
	18時間	9,000	1,500	1,500	3,000	15,000	750			
	24時間	12,000	2,000	2,000	4,000	20,000	1,000			
町 民 以 外	6時間	4,500	750	750	1,500	7,500	500	7,500	男子用 4,500 女子用 3,000	500
	12時間	9,000	1,500	1,500	3,000	15,000	1,000			
	18時間	13,500	2,250	2,250	4,500	22,500	1,500			
	24時間	18,000	3,000	3,000	6,000	30,000	2,000			

9. 神流町図書館（所蔵冊数 11,000 冊）

■対象者

町民及び町内在勤在学者 ※町外の方でも館長の許可があれば可

■内容

町立図書館にある図書を借りるには図書利用カードの交付を受けなければなりません。図書利用は、1人5冊以内で、2週間以内となっています。休館日は日・月・祝日及び年末年始です。

■手続きに必要なもの

指定用紙に記入

※神流町図書館でも中里合同庁舎図書コーナーの図書を借りることができます。

■お問い合わせ

神流町図書館 57-2364

教育委員会事務局生涯スポーツ係 050-3665-0347

10. 中里合同庁舎図書コーナー（所蔵冊数 4,200 冊）

■対象者

町民及び町内在勤在学者 ※町外の方でも館長の許可があれば可

■内容

合同庁舎図書コーナーにある図書を借りるには台帳に氏名等（初回のみ）を登録して下さい。図書利用は、1人5冊以内で、2週間以内となっています。休館日は土・日・祝日及び年末年始です。

■手続きに必要なもの

指定用紙に記入

※中里合同庁舎図書コーナーでも神流町図書館の図書を借りることができます。

■お問い合わせ

中里支所 050-3665-0347

6. 健康に関すること

1. 健康診査、がん検診

■内容

生活習慣病の予防・早期発見のために下記の健（検）診を実施しています。

健診・検診費用はすべて無料です。

健(検)診名	対象者	費用
①国保特定健診	40歳～74歳	無料
②後期高齢者健診	75歳以上	
③若年者健診	19歳～39歳	
④結核健診	65歳以上	
⑤胃がん検診	40歳以上	
⑥大腸がん検診	40歳以上	
⑦肺がん検診	40歳～64歳	
⑧前立腺がん検診	50歳以上の男性	
⑨肺炎ウイルス検査	40歳以上の未実施者	
⑩乳がん検診（マモグラフィ）	40歳以上の女性（偶数年齢）	
⑪子宮頸がん検診	20歳以上の女性（偶数年齢）	
⑫骨密度検診	19歳以上の女性	
⑬歯周疾患検診	19歳以上	
⑭胃がんリスク検診	20歳以上5歳刻み年齢	

■お問い合わせ

- ①国保特定健診②後期高齢者健診について 住民生活課 国保係 050-3665-0340
- ③～⑭がん検診等について 保健福祉課 保健係 050-3665-0341

2. 定期健康相談

■内容

健康づくり支援センターおよび保健福祉センターにおいて、心身の健康に関する個別の相談を実施します。健康的な日常生活を送るためのアドバイスや、食事・運動・お口の健康等に関する専門的な相談、血圧測定・体組成測定・尿検査等を行います。

（健康づくり支援センターは毎月1回、保健福祉センターは4・6・7・10・12・1・3月に1回）

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

3. 人間ドック、がん検診助成事業

■対象者

町内に居住する、20歳以上の方で、加入する健康保険において人間ドック、がん検診に対する助成制度がない方。

■助成額

検診費の2分の1（限度額3万円） ※事前申込みが必要です。

■手続きに必要なもの

印鑑、振込先が確認できるもの、検診結果領収書など

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

4. 若年がん患者在宅療養支援事業

訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具購入、介護支援専門員による事業所の紹介・調整に係る費用の一部を助成します。

■対象者

- ・本町に住所を有すること。
- ・対象サービス利用時に39歳以下であること。
- ・他の公的支援制度を受給していないこと。
- ・末期がん患者であること。

■内容

申請者はサービス利用料の1割に相当する額を負担、ただし、サービス利用料の上限額を超えた額は、全額を申請者が負担することになります。

上限額一覧

対象サービス	0~19歳	20~39歳
訪問介護（身体介護、生活援助、通院等乗降介助）	50,000円/月	80,000円/月
訪問入浴介護		
福祉用具貸与	（小児慢性特定疾病日 常生活用具給付）	
福祉用具購入		
介護支援専門員による事業所の紹介・調整等に係る費用	10,000円/月	

■手続きに必要なもの

申請書、医師の意見書

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

7. 福祉バスに関すること

■対象者

本町に居住している方ならどなたでもご利用できます。

■内容

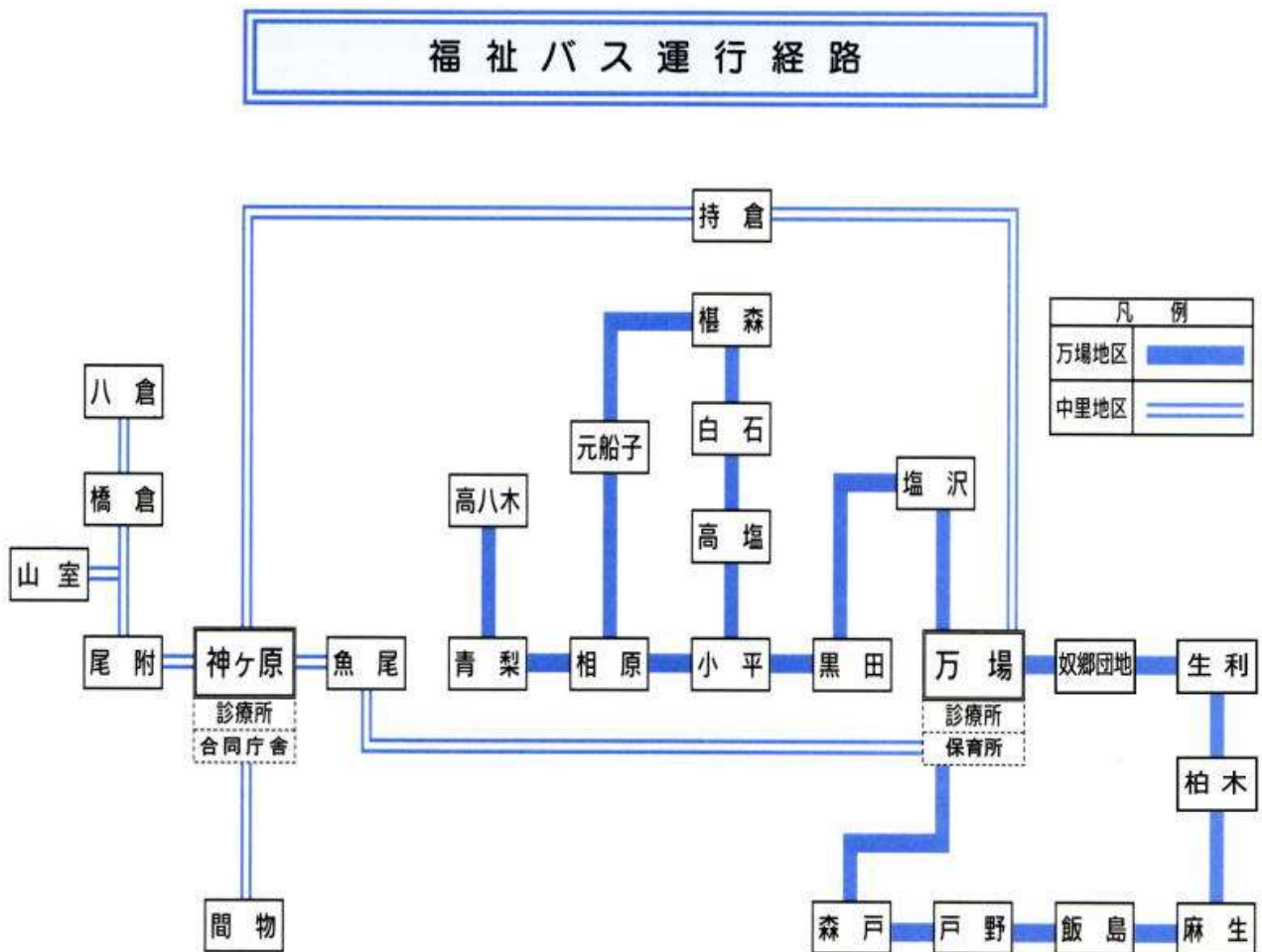
町民の交通の利便を図るために、次の路線区間で福祉バスを運行しています。通過時刻を確認の上、最寄りのバス停でお待ち下さい。また、バス停以外でも、手を挙げるなど乗降の意思表示をすれば全区間自由に乗り降りできます。

■料金

無料

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341



8. 幼児・児童・生徒等の保護者の方に関すること

1. 乳幼児・児童医療費の給付

■対象者

0歳児から高校生世代の子ども

■内容

上記の方が医療機関で診療を受けた場合、保険診療の自己負担分と入院時食事療養費の一部負担金を給付します。ただし、県外の医療機関の場合、一時立替支払いをしてもらう場合もあります。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険資格確認書、（立替払いをした場合は）領収書

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

2. 児童手当の支給

■対象者

高校生世代まで（18歳に達した最初の3月31日まで）の児童を養育している方

■内容

児童の年齢	児童手当月額
3歳未満	15,000円
3歳以上高校修了前	10,000円
第3子以降	30,000円

※多子加算を受ける場合は、監護相当・生計費の負担についての確認書の提出が必要です

■手続きに必要なもの

健康保険資格確認書、マイナンバーカード又は通知カード、請求者名義の預金通帳等

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

3. 児童扶養手当の支給

■対象者

父親又は母親のいない家庭や、父親又は母親に一定の障害がある家庭において18歳以下（児童が障害を有する場合は20歳未満）の児童を育てている父又は母、若しくは父母に代わってその児童を育てている方。

■内容

扶養義務者の収入と扶養親族等の人数により支給額が異なります。

ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、所得制限により支給されません。

■手続きに必要なもの

印鑑、戸籍全部事項証明、マイナンバーが確認できる書類、診断書、請求者名義の預金通帳等

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

4. 特別児童扶養手当の支給

■対象者

身体や精神にある程度以上の障害のある20歳未満の児童を監護する父若しくは母(所得の多い方)、または父母に代わって児童を養育している方

■内容

障害のある児童とは目安として、知的障害の場合は療育手帳のA程度、身体障害の場合は3級以上です。この手当は、療育手帳、身体障害者手帳を お持ちでなくても対象となります。

■手続きに必要なもの

戸籍全部事項証明、マイナンバーが確認できる書類、認定診断書等

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

5. 特別支援教育就学奨励費補助

■対象者

特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等

■内容

特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学に必要な経費について、その一部を補助しています。

■手続きに必要なもの

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

■お問い合わせ

教育委員会事務局 学校教育係 050-3665-0347

6. 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助

■対象者

経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者等

■内容

学用品購入等の就学に要する経費の一部を所得等の実情に応じて補助しています。

■手続きに必要なもの

町民税非課税証明書、要保護及び準要保護児童生徒認定申請書等

■お問い合わせ

教育委員会事務局 学校教育係 050-3665-0347

7. 奨学資金の貸与

■対象者

町に1年以上居住し、住民基本台帳に記録されている世帯の子弟
ただし、上記に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦した者

■内容

高等学校等へ進学しようとする意欲と能力を有する者に対し奨学金を貸与する。

【高校】

- ・ 自宅通学者 月額2万円以内
- ・ 自宅通学者以外 月額4万円以内

【大学等】

- ・ 自宅通学者 月額3万円以内
- ・ 自宅通学者以外 月額5万円以内

■手続きに必要なもの

奨学資金貸与申請書、住民票（在學生にあっては在学証明書）3月20日までに教育委員会に提出

■お問い合わせ

教育委員会事務局 学校教育係 050-3665-0347

8. 幼児用補助装置購入費補助

■対象者

国土交通省の定める安全基準に適合する幼児用補助装置を購入した親権を有する者で、次の①から③の要件を満たす方

- ①購入日に乳幼児が6歳未満であること
- ②購入日及び申請日に当該乳幼児および親権を有する方が町内に住所を有すること
- ③親権を有する方が町税等を滞納していないこと

■内容

幼児用補助装置の購入に対し、その費用の一部を助成しています。補助金の額は、幼児用補助装置の購入価格（消費税を含む）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし1台につき2万円が限度です。※幼児用補助装置…チャイルドシート

■手続きに必要なもの

幼児用補助装置購入費補助金交付申請書、領収書又はレシート等、品質保証書その他、製造元・品名等が確認できる書類

■お問い合わせ

総務課 消防交通係 050-3365-0338

9. 子どもの保健に関すること

1. 乳幼児健康診査

■対象者

生後3～12ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児

■内容

5月、8月、11月、2月（年4回）実施（上野村と合同）。

問診・身体計測・診察・保健栄養指導及び歯科健康診査を実施します。身体の異常の有無を早期に見し、必要に応じて適切な指導を行います。対象者には個別に通知します。

■健康診査時に必要なもの

母子健康手帳

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

2. 乳幼児健康相談

■対象者

子育てをされている方

■内容

乳幼児の健康を守り、成長発達を促すよう、発達段階に応じた発育発達や生活習慣についての相談を行います。

■相談時に必要なもの

母子健康手帳

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

3. 母子健康手帳、妊婦健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診票

■対象者

町内に居住する妊婦

■内容

母子健康手帳を交付します。

妊婦健康診査受診票（全14回）を発行します。県内の医療機関で受診する健診費用の一部を補助します（県外で受診する場合は、申請の手続きが必要になります）。

妊婦歯科健康診査受診票（全2回）を発行します。神流町歯科診療所にて無料で歯科検診を受けることができます。

■手続きに必要なもの

医療機関発行の「妊娠届出書」・個人番号（マイナンバー）カード

※代理の方が提出される場合

①妊娠届出書

②妊婦さんの個人番号、通知カード、個人番号つき住民票のいずれか、又はその写し。

③代理の方の身分証明書

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

4. 法律による予防接種（定期予防接種）

■内容

種類		接種時期	回数
BCGワクチン		1歳に至るまで	1回
B型肝炎ウイルスワクチン		1歳に至るまで	3回
ロタウィルス	1価ワクチン	生後6週～24週	2回
	5価ワクチン	生後6週～34週	3回
五種混合不活化ワクチン (ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオヒブ)		1期初回	生後6か月から生後90か月に至るまで
		1期追加	
麻しん・風しん混合ワクチン		1期	1歳～2歳に至るまで
		2期	5歳以上7歳未満で小学校就学1年前
日本脳炎ワクチン		1期初回	生後6か月から生後90か月に至るまで ※基本は生後36か月から実施
		1期追加	
		2期	9歳以上13歳未満
小児用肺炎球菌ワクチン		生後2ヶ月～5歳に至るまで	4回
水痘ワクチン		1歳～3歳未満	2回
二種混合（破傷風・ジフテリア）ワクチン		11歳～13歳未満	1回
子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス）ワクチン		小学6年生～高校1年生相当の女子	2～3回 ※接種開始時期により異なる
RSウイルスワクチン（妊婦用）		妊娠28週～36週 ※妊娠中の方が接種を受けることで、生まれてくるお子様のRSウイルス感染を防ぐことができます	1回

■接種方法

対象者には個別に通知しますので、町内診療所及び県内の相互乗り入れ協力医療機関で接種を受けてください。

■接種費用

無料

■接種に必要なもの

予診票、母子健康手帳

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

5. 法定外予防接種（任意予防接種）

■内容

次の予防接種について、接種費用を助成します。

種 類	接種開始時の年齢	回 数	助成額
インフルエンザ 予防接種	生後6箇月～高校生に相当 する年齢	年間1回 (13歳未満は2回)	3,500円 (13歳未満は 6,000円)
おたふくかぜ	1歳以上7歳未満	2回	1回につき 7,000円
髄膜炎菌	2歳以上56歳未満	1回	1回につき 22,000円
B C G	定期予防接種の対象外で医師が必 要と認める者	必要な回数	10,000円
四種混合			1回につき
三種混合			11,000円
二種混合			4,900円
日本脳炎			1回につき 7,100円
麻疹風しん (単独、混合)			1回につき 11,000円

■接種方法

町内診療所で接種を受けてください。(町外接種の場合、助成金の手続きが必要です。)

■助成金の申請に必要なもの(全額支払った場合)

領収書、接種済証(接種内容が確認できるもの)、振込先口座、印鑑

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

6. 風しん抗体検査および予防接種の費用助成

■対象者

本町に住所を有する妊婦の配偶者や同居する家族

■内容

風しん抗体検査の費用や、風しん抗体価が低い方の予防接種の費用について助成いたします。

■検査方法・接種方法

町内診療所で受けてください。(町内診療所で受ける場合、自負担はありません)

※事前の申し込みが必要です。 ※町外医療機関で受ける場合は、償還払いでの助成となります。

■助成金の支払いに必要なもの(町外医療機関で受けた場合のみ)

①抗体検査 領収書、抗体検査結果、振込先口座、印鑑

②予防接種 領収書、接種済証、振込先口座、印鑑

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

7. 妊婦ための支援給付金

■対象者

妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦

■内容

出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、妊娠の届出時に5万円、お子様の出生後に5万円を給付します。

■手続きに必要なもの

身分証明書、振込先が確認できるもの

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

8. 両親学級

■対象者

町内に居住し、出産予定の妊婦及び家族

■内容

妊娠・出産・育児に関する不安をなくすため、必要な知識を学び、さらに地域の中での仲間づくりを目的として行っています。開催する場合は個別に通知します。

■学級参加に必要なもの

母子健康手帳

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

9. 育児学級

■対象者

本町に居住する就学前の乳幼児とその保護者

■内容

医師・保健師・栄養士等が講師となり、乳幼児の健康、栄養、調理実習、遊びなどの講義を行い、参加者同士の交流を図ることを目的として行っています。開催する場合は個別に通知します。

■学級参加に必要なもの

母子健康手帳

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

10. 不妊治療費の助成

■対象者

申請する日の1年以上前から当町に住所を有し、町税等の滞納がなく、専門医による不妊治療を受け

ている方

■内容

治療に要した費用のうち自己負担分の助成（年度あたり 30 万円を上限とする）を受けることができます。

■手続きに必要なもの

不妊治療費の領収書、保険証の写し、戸籍謄本の写し、納税証明書

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

10. 保育所・家庭教育等に関すること

1. 保育所

■対象者

保護者が就労や疾病など保育を必要とする事由に該当し、保育の必要性の認定を受けた就学前幼

児・児童

■内容

保育の必要性の認定後、入所手続き完了の幼児・児童を保護者に代わって保育する施設です。

■手続きに必要なもの

認定申請書兼入所承諾書、就労等証明書

■お問い合わせ

神流町保育所 57-2002

2. 就学時健康診断

■対象者

小学校就学前の幼児

■内容

小学校へ就学するにあたって、治療しておくべき疾病の有無等について診断します。また、その診断を基に治療の勧め、就学に関する助言を行います。

該当する幼児には「就学時健康診断通知書」により、実施日等をお知らせします。

■お問い合わせ

教育委員会事務局 学校教育係 050-3665-0347

3. 育児プレイルームすこやか

■対象者

乳幼児及び保護者

■内容

地域で、子育て中の家庭及びこれから子育てをする家庭で、子育ての施設として、また子育ての情報交換の施設として利用できます。

■手続きに必要なもの

利用許可申請書

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

4. 学童保育所

■対象者

万場小学校に就学中の1学年から6学年までの本町に住所を有する児童。

■内容

放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を目指す施設です。

■手続きに必要なもの

学童保育所入所申込書、就労等証明書

■お問い合わせ

神流町保育所 57-2002

神流町学童保育所 57-2002

1 1. ひとり親家庭に関すること

1. 遺族基礎年金

■対象者

国民年金に加入、又は老齢基礎年金を受けられる資格期間を満たしている方が死亡したとき、その

方によって生計を維持されていた18歳未満の子のある配偶者又は18歳未満の子

■内容

子が18歳になった日以降最初の3月31日まで支給されます。

ただし、条件として保険料納付済期間（免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あるか、最近1年間に保険料の滞納がないことが必要です。

■手続きに必要なもの

印鑑、死亡者・請求者の年金手帳、戸籍全部事項証明、死亡診断書の写し、マイナンバーが確認できる書類、身分証明書等

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

2. 母子・父子家庭医療費の給付

■対象者

18歳到達後最初の年度末までの児童を扶養している配偶者のいない父母及び当該児童、又は父母のいない18歳到達後最初の年度末までの児童

■内容

上記の方が医療機関で診療を受けた場合、保険診療の自己負担分と入院時食事療養費の一部負担金を給付します。ただし、県外の医療機関の場合、一時立替支払いをしてもらう場合もあります。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険資格確認書、（立替払いをした場合）領収書

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

3. 母子父子寡婦福祉資金貸付

■対象者

満20歳未満の子どもをかかえた配偶者のいない父母又は経済的自立や生活意欲高揚のために資金を必要とする満40歳以上の寡婦の方

■内容

上記対象者に経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金をお貸しする制度です。就学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金を借りる場合は、子どもが連帯借受者となります。なお、所得の制限があります。

■手続きに必要なもの

戸籍全部事項証明、納税証明書、連帯保証人の所得証明書等

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

藤岡保健福祉事務所 22-1420

4. 寡婦年金

■対象者

国民年金第1号被保険者（自営業者など）として、老齢基礎年金を受ける資格を満たしている夫が死亡したときに、10年以上婚姻関係がある妻

■内容

夫が年金を受けないで死亡したとき、妻が60歳から65歳になるまで支給されます。金額は夫が保険料を納付した期間で計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

■手続きに必要なもの

印鑑、死亡者・請求者の年金手帳、戸籍全部事項証明、マイナンバーが確認できる書類、身分証明書等

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

12. 祝い金・見舞金に関すること

1. 結婚祝い金

■対象者

結婚後、3ヶ月以内に町に永住又は定住することが確実に認められる新婚カップル。
(50歳未満で、どちらも町税に滞納がなく、過去に同補助金の交付を受けたことがない)

■内容

1組に対し、10万円を支給いたします。

■手続きに必要なもの

印鑑

■お問い合わせ

総務課 企画財政係 050-3365-0338

2. 子育て支援金の支給

■対象者

1年以上定住する意思のある保護者及び児童。

ただし、出生時においては町内に3月以上継続しての居住を要する。

■内容

(単位：円)

支給種別	第1子	第2子	第3子	第4子以降
出生時	20,000	40,000	60,000	100,000
小学校入学時	20,000	40,000	60,000	100,000
中学校入学時	30,000	60,000	90,000	150,000
中学校卒業時	30,000	60,000	90,000	150,000

■手続きに必要なもの

印鑑、住民票

■お問い合わせ

教育委員会事務局 050-3665-0347

3. 地域活性化長寿祝い金・特別祝い金の支給

■対象者

・地域活性化長寿祝い金

継続5年以上居住し、住民票を有する方で8月31日現在、満80・85・90・95歳に到達した方

・特別祝い金

継続10年以上居住し、住民票を有する方で満100歳に到達した方

■内容

敬老の日に、長寿を祝うとともに多年にわたって社会の進展に尽くされたことに感謝し、各対象年齢到達者の方に祝い金を贈っています。

・地域活性化長寿祝い金 1万円相当の現物支給

・特別祝い金 10万円

■手続きに必要なもの

なし

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

4. 災害見舞品等の支給

■内容

火災や自然災害で住宅を失った場合、日赤神流分区から寝具、洗面用具を支給します。

不幸にして死亡された方の遺族には、見舞金の支給があります。

■手続きに必要なもの

なし

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

5. 災害見舞金の支給

■対象者

火災や、暴風、豪雨、洪水、地震等により災害を受けた被災者又はその遺族

■内容

状況によって次の見舞金が支給されます。

- ①住居の全壊又は全焼、流失の場合、1世帯につき30万円（借家等は20万円）に、世帯員1人につき5万円を加算した額
- ②半壊又は半焼の場合、1世帯につき15万円（借家等は10万円）に、世帯員1人につき3万円を加算した額
- ③一部壊又は一部焼の場合、1世帯につき7万5千円（借家等は5万円）に、世帯員1人につき1万8千円を加算した額
- ④床上浸水の場合、1世帯につき10万円
- ⑤亡くなった場合、1人につき5万円

■手続きに必要なもの

印鑑、診断書等

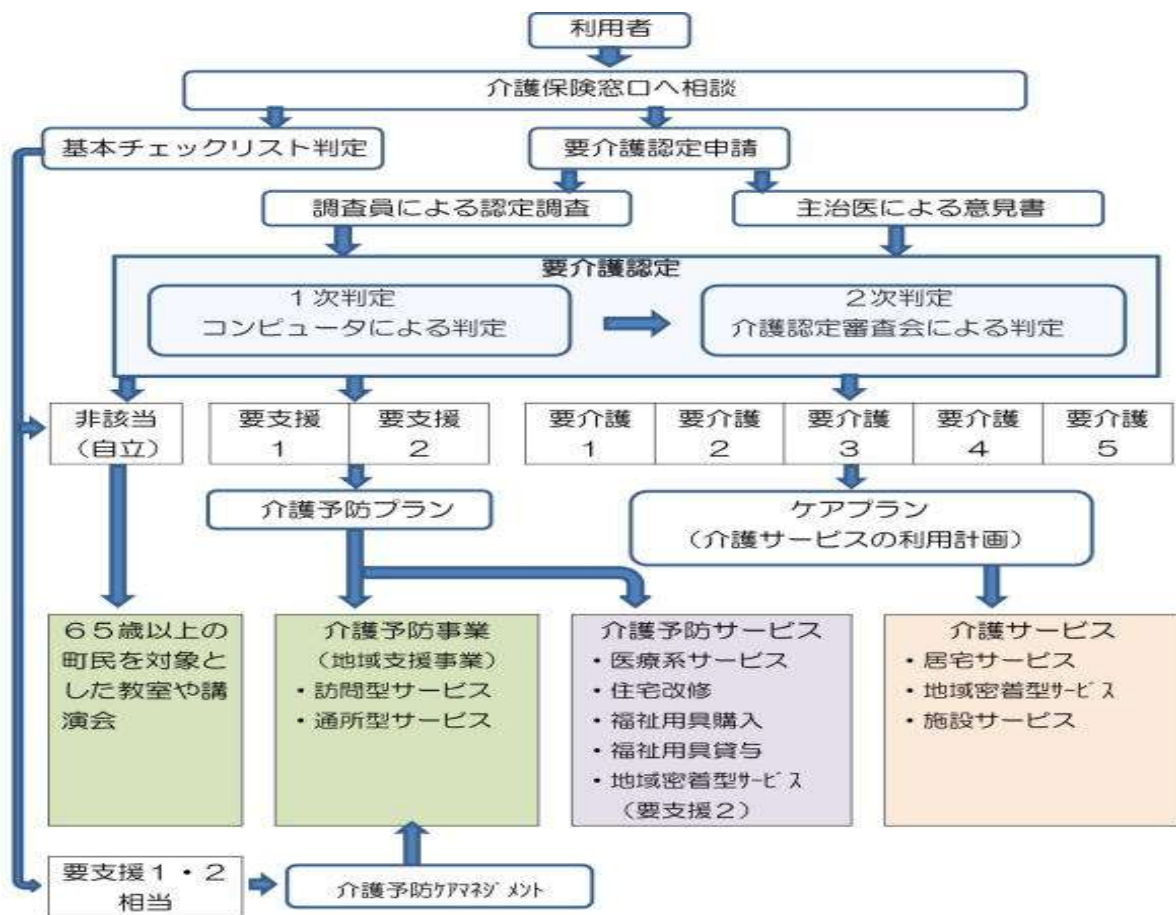
■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

13. 介護サービスの利用に関すること

介護保険サービスの利用手続き

介護保険の申請の流れ



申請	介護サービスを利用するには、要介護・要支援認定が必要です。本人または家族が役場窓口で申請します。申請は、ケアマネジャーに代行してもらっても構いません。 介護サービスが必要になったら、まずはご相談ください。
訪問調査 主治医意見書	町職員等が家庭や入所施設等に訪問し、介護がどの程度必要か調査に伺います。 合わせて心身の状態について主治医が意見書を作成します。 かかりつけ医がない場合は、町が指定した医師の診断を受けてもらいます。
審査・判定	調査結果をもとにコンピュータで判定し、その結果と主治医の意見書をもとに「介護認定審査会」で、介護の程度や日常生活に支援がどの程度必要か審査決定します。 なお、判定に不服があるときは、県介護保険審査会に審査請求をすることができます。
認定・通知	審査結果により「要介護1～5」「要支援1～2」、「非該当」の区分で認定し通知します。
ケアプランの作成	ケアマネジャーに相談して要介護の人はケアプラン、要支援の人は介護予防ケアプランを作成します。
サービスの利用	作成されたケアプランをもとに、在宅や施設で介護保険のサービスや介護予防サービスなどを利用します。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

■対象者

基本チェックリストによる判定で、要支援相当と判断された方

■内容

要介護認定を受けなくても、以下のサービスが利用できます。

①訪問型サービス：ヘルパーが居宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の支援を行います。

②通所型サービス：デイサービスに通い、生活行為向上のための支援や運動を行います。

■利用者負担

介護保険の要支援区分と同様に、所得に応じて1～3割の金額を支払います。

■お問い合わせ

保健福祉課 介護保険係・地域包括支援係 050-3665-0341

2. 認知症総合支援事業

■内容

認知症でも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、以下の活動が行われています。

①認知症初期集中支援チームの派遣

40歳以上で認知症の症状で困っている人の居宅に、医療と介護の専門職が訪問して助言や支援を行います。

②認知症サポーター養成講座

地域の中で認知症の人を見守る一員として、認知症についての正しい知識や接し方を学びます。

③認知症カフェの開催

認知症の人やその家族だけでなく、地域住民やボランティア等、様々な年代の人が参加でき、交流を楽しむ場です。

■費用

①・②は無料、③は1回300円程度

■お問い合わせ

地域包括支援係 050-3665-0341

14. 高齢者の方に関すること

1. 配食サービス

■対象者

65歳以上の高齢者又は65歳以下であっても、心身の障害や疾病等の理由により、食事の調理が困難な方や低栄養の改善を必要とする方又は定期的な見守りを必要とする方。

■内容

週4日以内、1日1食の昼食を配食

■個人負担

一般食・・・300円

おかず食・・・200円

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

2. 地域包括支援センター

■対象者

在宅の高齢者とその家族

■内容

高齢者の介護・医療、生活支援、介護予防等に関する各種の相談・調整活動を通じて、高齢者の自立や生活の質の向上を図ります。

- ・介護、医療に関すること ・認知症 ・総合相談 ・権利擁護 ・虐待
- ・介護保険に関すること ・その他、各種介護サービスに関すること

■お問い合わせ

保健福祉課 地域包括支援係 050-3665-0341

3. インフルエンザ予防接種

■対象者

本町に住所を有する65歳以上及び60歳～64歳の一部障害者（心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方）

■接種方法

町内診療所及び県内の接種協力医療機関へ個別に予約し接種して下さい。

■接種費用（町内診療所、協力医療機関の場合）

4,800円 個人負担額1,000円（接種費用から1,000円を除いた額を町が負担します。）

■助成・免除

- ・町内診療所、協力医療機関の場合
自己負担額1,000円を医療機関に支払い、残りは町が負担します。
- ・県外医療機関、協力医療機関でない場合
医療機関に全額お支払い頂き、領収書、接種証明書等を添付し助成金の申請をして下さい。
支払額から3,800円を上限額とし1,000円を除いた額（接種費用が3,800円以内の場合、接種費用の全額）を助成します。助成金の申請は、接種後1ヶ月以内に提出して下さい。
生活保護世帯の方は、証明書により全額免除になります。証明書は保健福祉課で発行できます。

■接種に必要なもの

予診票、予防接種記録

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

4. 带状疱疹ワクチン予防接種

■対象者

本町に住所を有する50歳以上の方

■接種方法

町内診療所及び各医療機関へ個別に予約し接種して下さい。

■接種費用（町内診療所の場合）

水痘ワクチン 10,000円

带状疱疹ワクチン 22,000円

■助成・免除

水痘ワクチン 7,000円（上限額）

带状疱疹ワクチン 1回につき 15,000円（上限額） 町外医療機関で接種した場合、医療機関へ全額支払い頂き支払額から各ワクチンの上限額以内で助成します。

助成金の申請は、接種後1ヶ月以内に提出して下さい。

■申請に必要なもの

領収書、接種済み証など接種内容が確認できる書類

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

5. 高齢者肺炎球菌（定期接種）

■対象者

65歳の方で、定期の予防接種を受けていない方

■接種方法

町内診療所及び県内の接種協力医療機関へ個別に予約し接種して下さい。

■接種費用

7,500円 個人負担額1,000円（接種費用から1,000円を除いた額を町が負担します。）

■助成・免除

・町内診療所、協力医療機関の場合

自己負担額1,000円を医療機関に支払い、残りは町が負担します。

・県外医療機関、協力医療機関でない場合

医療機関に全額お支払い頂き、領収書、接種証明書等を添付し助成金の申請をして下さい。

支払額から6,500円を上限額とし1,000円を除いた額（接種費用が6,500円以内の場合、接種費用の全額）を助成します。助成金の申請は、接種後1ヶ月以内に提出して下さい。

■申請に必要なもの

領収書、接種済み証など接種内容が確認できる書類

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

6. 高齢者肺炎球菌（任意接種）

■対象者

定期接種の対象外の方で助成金を受けてない方

■接種方法

町内診療所及び医療機関へ個別に予約し接種して下さい。

■接種費用（町内診療所の場合）

7,500円 個人負担額4,000円

■助成・免除

・町内診療所の場合

自己負担額4,000円を医療機関に支払い、残りは町が負担します。

・町外医療機関の場合

医療機関に全額お支払い頂き、領収書、接種証明書等を添付し助成金の申請をして下さい。
支払額から3,500円を上限額とし4,000円を除いた額（接種費用が3,500円以内の場合、接種費用の全額）を助成します。助成金の申請は、接種後1ヶ月以内に提出して下さい。

■申請に必要なもの

領収書、接種済み証など接種内容が確認できる書類

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

7. 住宅改造費補助

■対象者

- ①65歳以上の方がいる世帯
- ②身体障害、知的障害、精神障害、心身の機能障害がある方がいる世帯
- ③18歳に達する日以後の3月31日までにある方がいる世帯。

①～③のいずれかに該当する世帯で、町に居住し住民票を有するもの。

■補助内容

住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、家屋の補修等をする場合の工事に係る経費の一部を、1世帯につき5年間に1度補助します。補助率 1/3 補助金 限度額20万円

■工事内容

- ①廊下、便所、浴室、玄関等の手すりの取付け
- ②廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差の解消、段差解消機設置工事、エレベーター設置工事、階段昇降機設置工事
- ③滑り防止、移動の円滑化等のための材料変更
- ④引き戸等への扉の取替え等扉全体の取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等
- ⑤和式便器を洋式便器（暖房・洗浄機能付き）への取替え
- ⑥廊下、便所等のスペース拡張
- ⑦便所、浴室と寝室等の距離の短縮（外付けの便所・浴室を家屋内を改造して設置するものも可）等
- ⑧その他①から⑦のバリアフリー工事に係る住宅改造に必然的に付随する附帯工事

■手続きに必要なもの

印鑑、補修・改修に係る見積書及び図面

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

8. 高齢者居住施設事業

■対象者

原則として60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族に援助を求めることが困難な方で、高齢等のために独立して生活することに不安のある方

■内容

一定期間の居住の提供、また居住者と地区住民の交流の場の提供

■手続きに必要なもの

印鑑

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

9. ねたきり老人等紙おむつ給付事業

■対象者

本町に居住しおおむね65歳以上の要介護4又は5に該当する在宅高齢者又は常時排泄の介護が必要な身体障害者手帳の交付を受けている方

■内容

給付は1回当たり紙おむつ100枚及びとりかえタオル2パックとし、当該世帯の生計中心者の所得税の課税状況により課税世帯年3回、非課税世帯年6回とします。

■手続きに必要なもの

印鑑・世帯の生計中心者の前年の所得税の課税状況を証する書類

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

10. 福祉車両貸与事業

■対象者

町内に居住する方で、65歳以上の寝たきり老人、要援護老人及び身体障害者手帳の交付を受けている人を介護する家族。

■内容

福祉車両の貸出は5日以内の使用とします。

■手続きに必要なもの

印鑑、運転免許証

■お問い合わせ

神流町社会福祉協議会 58-2781

11. 高齢者住宅

■対象者

町に住所を有する方(有することとなる方)、自立した生活を過ごせる60歳以上の方、町税や使用料など滞納していない方

■内容

奴郷団地20戸 使用料18,000円/月 希望により3食/日の配食サービス利用可
※介護サービスを提供する施設ではありません。詳細はお問い合わせください。

■手続きに必要なもの

印鑑、入居申込書、住民票、所得(収入)証明書(源泉徴収票や年金証書の写し等)
本人及び保証人等の連絡先など

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

12. 介護慰労金の支給

■対象者

本町に居住する満65歳以上で、老人基礎調査の中ですべて要件を満たしている在宅ねたきり老人または認知症老人で要介護4以上に相当する方を、居宅において1年以上継続し、なおかつ過去1年間の介護サービス費の合計が、100万円以下の方

■内容

被介護者1人につき年額12万円が支給されます。

■手続きに必要なもの 印鑑

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

13. バス利用促進敬老割引

■対象者

本町に居住する満65歳以上の方で、路線バスを利用される方

■内容

あらかじめ決めた区間の乗車運賃半額を補助します。(10円未満切り捨て)

■手続きに必要なもの

身分証明書

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

14. 高齢者教室(いきいき教室)

■対象者

60歳以上で、年間3回以上参加できる見込みのある方

■内容

様々な学習講座を通して、教養を深めるとともに、生きがいのある豊かな人生を過ごしていただくために、映画鑑賞や生涯学習講演会、文化財めぐり等を開催しています。

回数は年間10回程度で、1回2時間程度です。

※年会費1,000円(その他、必要に応じて参加費を徴収します)

■手続き方法

電話にてお申し込み下さい。(氏名、住所等をおうかがいたします)

■お問い合わせ

教育委員会事務局 050-3665-0347

15. 公共交通空白地有償輸送事業(メジロ)

■利用対象者

町内在住の65歳以上の方又は身体障害者、療育、精神保健福祉手帳の交付を受けている方

■利用方法

会員登録(年1,000円)を行ったのち、利用希望日の前日までに社会福祉協議会へ電話予約をしてください。

■運行時間

平日(月~金)の午前9時00分~午後4時30分 ※土・日・祝日・年末年始は休業日です。

■利用料金

1回の利用料金は、200円です。(自宅と目的地を往復した場合は、400円となります。)

■手続きに必要なもの

身分証明書、身体障害者手帳等

■お問い合わせ

神流町社会福祉協議会 58-2781

16. 一般介護予防事業

■対象者

在宅の高齢者

■内容

①おたっしゃ運動教室

椅子に座り、音楽に合わせてストレッチや体操を行います。

②脳若教室

電子機器やドリルを使用して、ゲーム感覚で簡単な脳トレを行います。

③シニア元気アップ教室

楽しくフレイルを予防できる教室として、外部講師や管理栄養士による講話、調理実習等を行います。

④ノルディックウォーク講習会

両手にポールを持って歩くことで、転倒予防のための体づくりを促します。

■手続き方法

各教室の開催日については、広報などでお知らせ致します。

参加を希望される方は、電話にてお申し込み下さい。

■お問い合わせ

保健福祉課 地域包括支援係 050-3665-0341

17. ミニデイサービス事業

■対象者

65歳以上の町民(要介護認定者除く)

■内容

口腔ケア・茶話・健康体操・レクリエーション等

午前9時30分～午前11時30分

100円/回

■手続き方法

電話にてお申し込み下さい。申し込み後担当者が伺った際は印鑑が必要です。

■お問い合わせ

神流町社会福祉協議会 58-2781

18. 悪質電話対策機器購入費補助金

■対象者

申請時に町内に居住し、住所を有する方で次の要件に該当する方

①ひとり暮らしで65歳以上の方又は世帯員全員が65歳以上である方

②町長が特に必要と認める方

■内容

①1世帯1回1台限り

②悪質電話対策機器購入費用の2分の1とし、5,000円を限度
(1,000円未満の端数は切り捨て)

■対象機器

①通話録音機器

②着信拒否機器

③通話録音または着信拒否の機能が内蔵されている電話機

■手続き方法

申請書、見積書、カタログ

※購入予定の機器が対象機器に該当しない場合もありますので事前に相談下さい。

■お問い合わせ

総務課 地域安全係 050-3365-0338

15. 障害をお持ちの方に関すること

1. 身体障害者手帳の交付

■対象者

視覚・聴覚・音声・肢体・内臓・心臓・肝臓・じん臓・呼吸器機能などに障害がある方

■内容

障害の程度によって1級（重度）から6級（軽度）まであります。この手帳を交付された方は、いろいろな福祉制度（割引・補助・給付・貸与など）や減免（自動車税・鉄道運賃・高速道路通行料等）の制度が利用できます。

■手続きに必要なもの

知事の定める指定医師の診断書、印鑑、写真（縦4cm、横3cm、上半身を写したもので原則として1年以内に撮ったもの）、マイナンバーが確認できる書類

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

2. 療育手帳の交付

■対象者

保健福祉事務所又は心身障害者福祉センターで知的障害と判定された障害児（者）

■内容

障害の程度によって「重度」と「その他」（中度又は軽度と表示される）に区分されます。この手帳を交付された方は、身体障害者と同様にいろいろな福祉制度や減免制度を利用できます。

手帳交付後も障害の程度を確認する必要があるため、原則として2年ごとに再判定を行うことになっています。

■手続きに必要なもの

知事の定める医師の診断書、印鑑、写真（縦4cm、横3cm）、マイナンバーが確認できる書類

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

3. 障害基礎年金

■対象者

国民年金加入後の納付要件を満たしている 被保険者又は20歳になる前から障害のある方で、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態の方

■内容

国民年金加入中に初診日がある病気やケガ

又は被保険者資格を喪失した後でも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある、病気やケガで法令により定められた 障害等級表（1級・2級）になったときに支給されます。要件としては、初診から1年6ヶ月経過していること、初診日の前々月までに一定期間納付されていること、又は繰上げ請求で年金を受給していないことです。また20歳前に初診のある障害については20歳から、又はその障害が重くなったときから支給されます。

※当該受給者が18歳（障害がある場合は20歳）未満の子を扶養している場合には加算があります。

■手続きに必要なもの

年金手帳、診断書、病歴申立書、戸籍全部事項証明、マイナンバーが確認できる書類、身分証明書等

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

4. 在宅重度心身障害者手当の支給

■対象者

1級又は2級の身体障害者手帳、又はA判定の療育手帳を持っている方

■内容

特別障害者手当、障害児福祉手当を受給されている方と、施設に入所されている方は除きます。

■手続きに必要なもの

印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳、銀行などの通帳

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341 藤岡保健福祉事務所 22-1420

5. 障害児福祉手当の支給

■対象者

20歳未満で、身体障害者手帳の1級又は2級の一部の方、A判定の療育手帳をお持ちの方、常時介護を要する精神障害を有する方（ただし、障害を支給事由としている年金を受給している方、施設に入所中の方は除きます。）

■内容

3カ月分まとめて2, 5, 8, 11月に支給されます。

なお、本人及び扶養している方の前年の所得が、一定限度額以上である場合は、手当の支給が停止されます。

■手続きに必要なもの

印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳、銀行などの通帳

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

6. 特別障害者手当の支給

■対象者

20歳以上で、身体又は精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を要する状態にある方（ただし、施設に入所中の方と継続して3ヶ月を超えて病院などに入院している方を除きます。）

■内容

3ヶ月分まとめて2, 5, 8, 11月に支給されます。

なお、本人及び扶養している人の前年の所得が一定限度額以上である場合は、手当の支給が停止されます。

■手続きに必要なもの

印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳、銀行などの通帳、診断書等

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

7. 更生医療の給付

■対象者

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方

■内容

生活上の便宜を図るため、障害を軽くしたり機能を回復することができるような医療を、国又は県

が指定する医療機関で受けられます。なお、本人又は家族の所得により一部自己負担があります。
※角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析医療、じん移植手術等

■手続きに必要なもの

印鑑、身体障害者手帳

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

8. 重度心身障害者医療費の給付

■対象者

1歳以上で、1級又は2級の身体障害者手帳をお持ちの方、A判定の療育手帳をお持ちの方、障害基礎年金1級の方、特別児童扶養手当1級

■内容

上記の方が医療機関等で診療を受けた場合保険診療の自己負担分と入院時食事療養費の一部負担金を給付します。ただし、県外の医療機関の場合、一時立替支払いをしてもらう場合があります。

■手続きに必要なもの

印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書、健康保険資格確認書（立替払いをした場合）領収書

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

9. 障害者総合支援制度

■対象者

障害者総合支援法の施行により身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児の方々が共通の住宅介護（身体介護・通院介助・家事援助）等々のサービスを受けられます。

■内容

障害者が、地域で自立した生活を送るための各種サービスが受けられます。申請により、手続きを経て障害者程度区分を決定し、区分・介護する人や居住の状況、本人の意向等を踏まえ、利用できるサービス内容や量が決定されます。

自己負担額は、原則1割ですが、上限負担額が所得等により軽減される場合もあります。

■手続きに必要なもの

障害者手帳・印鑑

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

10. 重度障害者居宅改善整備費の補助

■対象者

下肢又は体幹の障害程度が1級又は2級の身体障害者手帳をお持ちの方

■内容

日常生活における利便を図るため、居室や便所、浴室など居宅の一部を障害に應じ使いやすく改造する場合、規定の範囲内で補助します。

■手続きに必要なもの

印鑑、身体障害者手帳

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

11. 自動車改造費用の助成

■対象者

通勤などのために自分で自動車を運転する 身体障害者の方

■内容

自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を規定の範囲内で助成します。
なお、本人や家族の所得により制限があります。

■手続きに必要なもの

印鑑、身体障害者手帳

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341 藤岡保健福祉事務所 22-1420

12. 日常生活用具の給付・貸与

■対象者

重度身体障害者の方

■内容

在宅の重度の障害者（児）に対し、日常生活を容易にするために、重度障害者用の日常生活用具の給付又は貸与を行っていますなお、本人又は家族の所得により、一部自己負担があります。

※用具の種類…ストマ用装具、浴槽、湯沸器、特殊マット、便器など

■手続きに必要なもの

印鑑、身体障害者手帳

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

13. 補装具の給付・修理

■対象者

身体障害者手帳をお持ちの方

■内容

身体障害者（児）の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために補装具の交付と修理を行っています。なお、本人又は家族の所得により一部自己負担あり。

※補装具の種類…車いす、電動いす、装具、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義肢など

■手続きに必要なもの

印鑑、身体障害者手帳

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

14. 日常生活自立支援事業

■対象者

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等 判断能力が不十分な方

■内容

福祉サービスに関する情報提供や選択の助言、利用手続きの援助（申込み手続きの同行や代行）
日常的な金銭管理（税金、公共料金、日常生活に要する預貯金の払い出し等）

■お問い合わせ

神流町社会福祉協議会 58-2781

15. NHK受信料の減免

■対象者

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が世帯構成員で、世帯全員が町民税非課税の世帯
- ②視覚障害者、聴覚障害者で身体障害者手帳をお持ちの方で、重度の障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳最重度・重度、精神障害者保健福祉手帳1級）のいずれかに当てはまる方が、世帯主で、かつ、受信契約者である世帯

■内容

①の場合 NHK受信料の全額免除、②の場合 NHK受信料の半額免除

■手続きに必要なもの

印鑑、各種障害手帳の写し、お客様番号

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

16. 自動車税・自動車取得税の減免

■対象者

A判定の療育手帳をお持ちの方、身体障害者手帳をお持ちの方、又はこれらの方と生計を一にする方

■内容

本人又は生計を一にする方が身体障害者の方のため運転する自動車や、その構造が専ら身体障害者の方の利用に供するための自動車等の税が、障害の区分や等級により減免となる場合があります。ただし、減税できるのは1人につき1台までです。

■手続きに必要なもの

印鑑、納税通知書、運転免許証、身体障害者手帳等

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

藤岡行政県税事務所 22-1442

17. 有料道路の割引

■対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合、又は重度の身体障害者もしくは知的障害者を乗せて介護者が運転する場合。（なお、対象自動車は手帳所有者又は生計を一にする方が所有する車であり法人所有の車は対象外になります。）

■内容（適用する範囲）

- ①東・中・西日本高速道路株式会社の管理する有料道路
- ②地方自治体が管理する有料道路

■手続きに必要なもの

印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳、運転免許証、車検証
※ETC利用の場合：本人のETCカード及び車載器番号通知

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

18. 人工透析等通院交通費補助

■対象者

- ①町内に住所を有する方で、人工透析若しくは中心静脈栄養法又は経腸栄養法による医療を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費が発生する方。
- ②徴税非課税の方（当該年度分）

■内容

対象となる通院交通費は、定期路線バス、鉄道及び自家用車等を利用した場合の月額

- ・定期路線バス、鉄道 → 運賃の月額
- ・自家用車等の場合 → 1 kmあたり 16 円で計算した月額

■補助額

上記により計算した額と下表による算定基準額を比較して、いずれか少ない額

通院距離(往復)	月 額
2 km以上 25 km未満	2,600円
25 km以上 75 km未満	3,200円
75 km以上	5,200円

■手続きに必要なもの

印鑑、身体障害者手帳等、交通費を証明できるもの等

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

20. 難聴児補聴器購入支援

■対象者

町内に住所を有する 18 歳未満の方で、聴力のレベルが 40 dB以上 70 dB未満の方

■対象内容

新たに補聴器を購入する場合又は定める耐用年数（5年）が経過した後に補聴器を更新する場合にかかる補聴器本体の購入費

■補助内容

補聴器本体購入価格と下表に定める種類の基準額と比較して、いずれか少ない額に対する2/3を補助。ただし、世帯において町民税所得割が46万以上の方がいる場合は対象外

補聴器の種類	基準価格(※)
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円
高度難聴用ポケット型	43,200円
高度難聴用耳かけ型	52,900円
重度難聴用ポケット型	64,800円
重度難聴用耳かけ型	76,300円

※装用障害等により上記以外の補聴器を特に必要と認める場合には、85,000 円を限度に基準価格を認定できます。

■基準価格に含まれるもの

- ①補聴器本体（電池を含む）
- ②イヤモールド

※イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から 9,000 円を除く。

■手続きに必要なもの

印鑑、医師意見書、補聴器見積書等

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

21. 精神障害者保健福祉手帳の交付

■対象者

心や精神に起因して生じた病態に障害がある方

■内容

障害の程度によって1級（重度）から3級（軽度）に区分されます。

この手帳を交付された方は、いろいろな福祉制度や減免制度、起因する精神疾患の医療費控除などが利用できます。手等交付期間が原則2年となっており、再判定を行うことになっています。

■手続きに必要なもの

知事の定める医師の手帳用診断書、写真（縦4cm、横3cm）、マイナンバーが確認できる書類

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

16. 国民健康保険被保険者の方に関すること

1. 高額療養費支給

■対象者

神流町国民健康保険の被保険者で高額な医療費を支払った方の属する世帯の世帯主

■内容

医療機関などで支払った一部負担金が一定額を超えた場合、その超えた額をおよそ2ヶ月後に支給。

■手続きに必要なもの

領収証、振込先が確認できるもの

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

2. 出産育児一時金

■対象者

神流町国民健康保険の被保険者で出産した方の属する世帯の世帯主

■内容

出産1子につき50万円を支給します。

原則として、国保から医療機関へ直接支払います。出産費用が50万円に満たない場合は、申請が必要です。

■手続きに必要なもの

振込先が確認できるもの

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

3. 療養費支給

■対象者

神流町国民健康保険の被保険者で全額自費で医療費等支払った方の属する世帯の世帯主

■内容

保険証を使わないで自費で医療費を支払ったとき、又は医師の指示で、はり・きゅう・マッサージなどを受けたとき、もしくはコルセットなどの補装具を装着した場合に、保険給付分を払い戻します。

■手続きに必要なもの

診療報酬明細書又は領収明細書、補装具の場合は医師の意見書、振込先が確認できるもの

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

4. 国民健康保険事業

■対象者

国民健康保険税を完納している世帯に属する満20歳以上の神流町国民健康保険被保険者の方。
当該年度において1回

■内容

検診費の2分の1を補助します（1,000円未満切捨て）。

限度額3万円

※検診の受診前に人間ドック補助の申込みをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、世帯主の振込先が確認できるもの

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

5. 第三者行為

■対象者

国民健康保険の被保険者で、交通事故などでケガをした方

■内容

治療費は原則として加害者が負担すべきものです。もしも、保険証を提示して治療を受けたときは、国保が一時的に立て替え、あとで加害者へ請求することになります。必ず国保係へ届け出て必要な手続きをして下さい。

■手続き前にまずは、ご相談ください。

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

6. 葬祭費支給

■対象者

神流町国民健康保険の被保険者の死亡に際し、その葬儀を行った方

■内容

葬儀を行った方に5万円を支給します。

■手続きに必要なもの

振込先が確認できるもの

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

7. 特定健診・特定保健指導

■対象者

国民健康保険の被保険者で、40歳以上75歳未満

■健診項目

問診、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的所見（診察など）、血圧測定、検尿、血液検査等。必要に応じ心電図、眼底検査等。

■保健指導

健診結果から生活改善が必要なレベルごとにグループ分けし、それぞれに応じた保健指導を行います。

■必要なもの

国保から対象者へ送付する「受診券」及び「受診票」

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

17. 後期高齢者医療被保険者の方に関すること

1. 制度の概要

後期高齢者医療制度の運営の主体は、群馬県内全市町村が加入する「群馬県後期高齢者医療広域連合」となります。市町村では、各種申請の受付や保険料の徴収を行います。

■対象者

75歳以上の方全員と65歳以上で一定以上の障害を持った方

■保険料について

通常、年金から天引きになりますが、年金金額が少ない等の理由により年金から天引きができないときは、納付書により納めていただきます。

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

2. 高額療養費支給

■対象者

被保険者で高額な医療費を支払った方

■内容

医療機関などで支払った一部負担金が一定額を超えた場合、その超えた額を支給します。なお、該当者には群馬県後期高齢者医療広域連合から通知が届きます。

■手続きに必要なもの

振込先が確認できるもの

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

3. 療養費支給

■対象者

被保険者で全額自費で医療費等支払った方

■内容

保険証を使わないで自費で医療費を支払ったとき、又は医師の指示で、はり・きゅう・マッサージなどを受けたとき、もしくはコルセットなどの補装具を装着した場合に、保険給付分を払い戻します。

■手続きに必要なもの

診療報酬明細書又は領収明細書、補装具の場合は医師の意見書、振込先が確認できるもの

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

4. 第三者行為

■対象者

被保険者で、交通事故などでケガをした方

■内容

原則として加害者が負担すべき治療費を申請により後期高齢者医療で治療を受けて後期高齢者医療が一時立替えし、後から加害者が後期高齢者医療に返却します。

■手続き前にまずは、ご相談ください。

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

5. 葬祭費支給

■対象者

被保険者の死亡に際し、葬儀を行った方

■内容

葬儀を行った方に5万円を支給します。

■手続きに必要なもの

振込先が確認できるもの

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

6. 人間ドック検診費補助

■対象者

後期高齢者医療保険料を完納している被保険者の方。ただし、後期高齢者健診を受けられる方は、対象外。

■内容

検診費の2分の1を補助します。（限度額3万円。）ただし、検診費が4万円に満たない場合は2万円とし、2万円に満たない場合は検診費全額。（※事前に申込みをしてください。）

■手続きに必要なもの

印鑑、振込先が確認できるもの

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

18. 国民年金に関すること

1. 老齢基礎年金の支給

■対象者

国民年金保険料を納めた期間と免除された期間等を合わせて25年以上ある方が、65歳に達したとき。

■内容

希望により、60歳以上65歳未満の減額された繰上げ請求や66歳以上の増額された繰下げ請求もできます。

■手続きに必要なもの

年金手帳、戸籍全部事項証明、住民票、預金通帳、配偶者の年金証書、マイナンバーが確認できる書類、身分証明書等

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

2. 付加年金（付加保険料）

■対象者

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者

■内容

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者が、高い年金額を希望する場合に納付します。定額の保険料のほかに、月額400円の付加保険料を納めると、付加年金額が老齢基礎年金に加算されます。ただし、保険料を免除されている方、国民年金基金に加入している方は納められません。

■手続きに必要なもの

年金手帳、身分証明書等

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

3. 死亡一時金の支給

■対象者

国民年金第1号被保険者（自営業者など）として保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に故人と一緒に生活していた遺族に支給されます。

■手続きに必要なもの

配偶者の国民年金手帳、基礎年金番号通知書又は被保険者証、戸籍全部事項証明、死亡診断書、マイナンバーが確認できる書類、身分証明書等

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

19. 農林業者・事業者の方に関すること

1. 農地に関する相談

■対象者

農業者等

■内容

農地の売買や賃貸借、農地法第3条・4条・5条申請、農業経営の規模拡大など農地に関すること。

■お問い合わせ

産業建設課 商工観光農業係 050-3665-0342

2. 有害鳥獣対策事業

■対象者

農林業を営み、鳥獣による畑・樹木等の被害を受けている方

■内容

農作物等を鳥獣から守るための対策（電気柵・防護柵等）経費において、資材費の2分の1以内で、1件の補助金額5万円を限度に補助します。

狩猟（銃・わな）免許の取得及び登録に要する経費に定額（10,000円）を補助します。

■手続きに必要なもの

申請書（印鑑・計画書・予算書など）

■お問い合わせ

産業建設課 林業係 050-3665-0342

3. 小規模土地改良事業（県民参加型）

■対象者

2戸以上で構成する団体

■内容

隣接する畑（飛び地も可）をまとめて鳥獣害から守ろうとし、自分たちで電気柵や防護柵を設置工事する場合に、労務費、資材購入費、その他直営施行に必要な費用の4分の3以内を補助します。

■手続きに必要なもの

申請書（印鑑・計画書・予算書など）

■お問い合わせ

産業建設課 林業係 050-3665-0342

4. 耕作放棄地等解消事業

■対象者

農地所有者及び農地借受者等で、耕作放棄地や耕作農地を耕したい方

■内容

農業機械の借上料、運搬（回送）料、燃料費、労務賃金（委託した場合）等の事業経費の3分の2以内で、1区画の補助金額

10万円を限度に補助します。

■手続きに必要なもの

申請書（印鑑・計画書・予算書など）

■お問い合わせ

産業建設課 商工観光農業係 050-3665-0342

5. 伐採の届出

■対象者

森林所有者等

■内容

森林（保安林を除く）の立木を伐採しようとするときは、事前に伐採届、事後に報告書を町に提出する必要があります。

■伐採届の提出日

伐採を開始する日の30～90日前(伐採届)
造林を完了した日から30日以内(報告書)

■手続きに必要なもの

印鑑（自署する場合には不用）
申請書（役場にあります。番地や面積、樹種、林齢などを記入してもらいます。）

■お問い合わせ

産業建設課 林業係 050-3665-0342

6. 森林の土地の所有者届出

■対象者

森林所有者

■内容

売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、届出書を町に提出する必要があります。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内

■手続きに必要なもの

土地の位置を示す地図
土地の登記事項証明書、その他の届出の原因を証明する書面
届出書（役場にあります）

■お問い合わせ

産業建設課 林業係 050-3665-0342

7. 小口資金融資

■対象者

中小企業者等

■内容

町内中小企業者の必要な事業資金の融資促進を行っています。限度額は1,250万円です。一般小口は原則として法人代表者以外の保証人は不要です。特別小口は小規模企業者が対象で、保証人は不要です。期間は運転資金が6年、設備資金が8年で、利子補助を行っています。すべての融資は保証協会の保証に付します。

■手続きに必要なもの

印鑑、融資申込書、納税証明書等

■お問い合わせ

産業建設課 商工観光農業係 050-3665-0342

8. 地域特産等振興資金利子補給

■対象者

町内に在住する農林業者、観光事業者等

■内容

町の特産品の生産・販売施設又は観光施設等の整備に要する資金について、指定金融機関を通して借り入れた場合、利子補給を行っています。

利子は、借入利子の2分の1とし、年2.0パーセントを限度に支給します。

■手続きに必要なもの

印鑑、申請書、計画書、見積書、函面等

■お問い合わせ

産業建設課 商工観光農業係 050-3665-0342

9. 神流町産業振興支援補助金

■対象者

町内在住者、町内に店舗・工場等の事業所所有者

■内容

①6次産業をされる方

②新商品及び容器・包装等のデザインに係る事業

③起業、新産業・地域ブランド創出事業

④地域資源を活用して地産地消・食育事業

⑤交流人口拡大促進事業

①～⑤の事業を行う方を対象に、限度額100万円で補助対象経費の1/2以内を補助

■手続きに必要なもの

申請書（印鑑・計画書・予算書など）

■お問い合わせ

産業建設課 商工観光農業係 050-3665-0342

20. 生活にお困りの方に関すること

1. 生活保護制度

■対象者

「憲法」や「生活保護法」に基づき、生活に困っている世帯の最低限の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう力添えをする制度です。また、保護を受けてからも能力に応じて働き、節約を心がけ計画的な暮らしをするよう努力していただきます。

■手続きに必要なもの

印鑑、保険証等(個人及び世帯員全員分を証明できる書類)

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

2. 国民健康保険税の減免申請

■対象者

- ・所得が皆無に等しく、生活が困難な方
- ・天災、その他の災害を受けた方等

■内容

町長が必要と認めた方に対して国民健康保険税を減免します。

■手続きに必要なもの

申請書(住所・氏名・納期・税額・理由を記載)、減免を受けようとする事由を説明する書類
※納期限日の7日前までに書類を提出して下さい。

■お問い合わせ

住民生活課 税務係 050-3665-0340

3. 高額療養費貸付事業

■対象者

高額療養費の支給が見込める方

■内容

保険者から高額療養費の支給を受けるには、早くても2ヶ月後になります。その間、高額療養費の10分の9以内の額を無利子でお貸しします。

■手続きに必要なもの

医療機関等の高額療養費請求書または領収書、印鑑

■お問い合わせ

住民生活課 国保係 050-3665-0340

4. ケーブルテレビ施設使用料等の減免申請

■対象者

- ・世帯主が生活保護受給者等であるケーブルテレビ加入者
- ・その他町長が特に必要と認めるケーブルテレビ加入者

■内容

神流町ケーブルテレビ施設加入者負担金、使用料、延滞金の徴収を猶予、又は免除します。

■手続きに必要なもの

申請書、印鑑

■お問い合わせ

総務課 ふれあいネット神流 050-3665-0338

5. 国民年金保険料の免除

■対象者

生活が苦しくて保険料を納めるのが困難な方、失業等特別な事情のある方

■内容

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除、又は、一部免除となります。

■手続きに必要なもの

申請書（役場にありませぬ）、年金手帳、身分証明書等

※失業等の特例免除申請の場合は失業が確認できる書類

6. 国民年金保険料の猶予

①学生納付特例制度

■対象者

20歳以上の学生

■内容

保険料の納付が卒業まで猶予されます。

（毎年度申請が必要）

※前年度所得が一定額以下

②納付猶予

■対象者

50歳未満の方

■内容

保険料の納付が経済的に困難で、本人と配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

※納付猶予制度は、受給資格期間には含まれますが老齢基礎年金額には反映されませぬ。10年以内に保険料を追納することで、普通に保険料を納めた場合と同額の年金が受けられます。

■手続きに必要なもの

年金手帳、マイナンバーが確認できる書類、身分証明書、（学生は学生証のコピー等）等

■お問い合わせ

住民生活課 住民係 050-3665-0340

7. 生活福祉資金貸付事業

■対象者

低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯

■内容

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、在宅及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

資金の種類は、生活支援費、住居入居費、一時生活再建費、福祉費、緊急小口資金、教育支援費、就学支度費、不動産担保型生活資金があります。

■手続きに必要なもの

住民票、印鑑、所得証明書、保証人、民生委員意見書等

■お問い合わせ

社会福祉協議会 58-2781

8. 福祉日常生活用具貸付事業

■対象者

体幹機能障がいのある障がい者
介護認定「要介護1」以下の者

■内容

在宅で寝たきり高齢者や身体に障がいのある方に対し、自立を助けたり介護者の負担を軽減したりする為、日常生活用具の貸出を行います。

※介護ベッド・車椅子

■手続きに必要なもの

印鑑

■お問い合わせ

社会福祉協議会 58-2781

21. 神流町の福祉団体に関すること

1. 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の住民の方や社会福祉関係者等により構成され、住民の皆様方とともに考え、社会福祉の課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指し、事業の連絡調整及び企画実施を行う、民間の福祉団体です。

主な活動は、以下のとおり

- ①社会福祉に関する活動への住民参加の援助
 - ②日常生活自立支援事業
 - ③生活福祉資金事業
 - ④生活困難者自立相談支援事業
 - ⑤フードドライブ事業
 - ⑥福祉日常生活用具貸与事業
 - ⑦公共交通空白地有償運送事業
 - ⑧地域ふれあい・いきいきサロン事業
 - ⑨高齢者健康教室事業
 - ⑩ひとり暮らし高齢者交流会事業
 - ⑪共同募金事業
 - ⑫福祉啓発
 - ⑬高齢者能力活用センター事業
 - ⑭指定居宅介護支援事業
 - ⑮訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
 - ⑯居宅介護及び重度訪問介護事業
- <町からの受託事業>
- ①地域活動支援センター事業
 - ②高齢者訪問事業
 - ③生活支援体制整備事業の受託

■お問い合わせ

神流町社会福祉協議会 58-2781

2. 高齢者能力活用センター

元気で働くことにより、地域社会とのふれあいを高め、いきいきとした生活を楽しむためのシステムです。

■会員の条件

町内に居住する、原則60歳以上の健康で働く意欲がある方であれば、どなたでも会員に登録できます。

■働く条件

基本は月曜日から金曜日までの午前8時から午後5時まで。

午前中のみや途中合流など、自由に働く時間を決められます。また事前に申し出すれば休む日も御自身の都合で決められます。

■お問い合わせ

神流町社会福祉協議会 58-2781
神流町大字神ヶ原430番地1

■こんな仕事をします（神流町高齢者能力活用センター作業単位表）

区分		仕事の内容	利用料
技能		植木剪定	1,300円
		樹木伐採	1,650円
		除草剤散布・消毒	1,300円
		農耕（畑作業）	1,300円
軽作業	屋外軽作業	除草等	1,200円
		下刈り	1,300円
	屋内軽作業	清掃・片付け 雑役等	1,200円
		粗大ごみ運搬 清掃・片付け 雑役等	1,400円
管理	墓地の管理	5,000円	
その他作業		1,200円～/時間	作業内容、条件に

※上記金額に10%の事務費が別途必要になります。

22. その他

1. 医療・保健資格者養成奨学資金

■対象者

大学・医療技術者等養成施設又は専修学校に在学（在所）していて、将来、神流町の医療・保健業務に従事しようとしている方

■内容

在学（在所）期間中、下表の奨学資金を貸与します。この奨学資金は、卒業後1年以内に町の機関に医療・保健資格者として就職し、その後引き続き10年以上（保健師は5年以上）業務に従事したときは、返還の債務が免除されます。

奨学金の額

免許の種類	奨学資金の額（月額）
医師免許	30万円以内で町長が定める額
診療放射線技師免許	10万円以内で町長が定める額
理学・作業療法士免許	10万円以内で町長が定める額
保健師免許	5万円以内で町長が定める額
看護師免許	4万円以内で町長が定める額
准看護師免許	3万円以内で町長が定める額

■手続きに必要なもの

奨学資金貸与申請書、住民票、履歴書、健康診断書、学業成績表、養成施設の長の推薦書、保証人（1名以上）

■お問い合わせ

保健福祉課 保健係 050-3665-0341

2. 地形図の販売

■内容

町の地形図には3種類あり、縮尺と価格は次のとおりです。

1/50,000 300円

1/25,000 600円

1/10,000 1,400円

■手続きに必要なもの

購入代金

■お問い合わせ

産業建設課 建設係 050-3665-0342

3. 骨髄移植ドナー助成事業

■対象者

骨髄等の提供を行った者又は最終同意後に骨髄等の提供が中止になった者で以下のいずれにも該当する方

- ①骨髄等の提供を行った日又は最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合は、最終同意をした日において、町内に住所を有している方
- ②ドナー休暇制度を設けている企業・団体に属していない方
- ③他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない方
- ④町税の滞納がない方

■内容

骨髄等の提供に係る通院、入院又面談の日数に2万円を乗じた額を助成
(1回の提供につき、14万円を限度)

■手続きに必要なもの

①印鑑

②公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類

③骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係 050-3665-0341

4. メール・LINEの配信登録

■内容

町からの緊急情報、お知らせなどを、携帯電話やパソコンのメール、LINEでお届けします。
事前登録が必要ですので、以下のいずれかの方法で登録を行ってください。

■登録方法

方法①：サイトにアクセスし、手順に従って登録してください。

▼PC・スマートフォンの場合

<https://plus.sugumail.com/usr/kanna/home>



▼フィーチャーフォン（ガラケー）の場合

<https://plus.sugumail.com/m/kanna/home>



方法②：手動で下記メールアドレスを入力し空メールを送り、返信されたメールに記載されている
手順に従って登録してください。

t-kanna@sg-p.jp



【LINEの登録】

LINEアプリを開いてQRコードを読み取って、友だち追加します。LINEにメッセージが届き、記
載のURLに接続して順に従って登録してください。

(注意) 登録は無料ですが、利用登録や退会、メール受信にかかるパケット通信料や通信費は登録
した人の負担となります。登録案内の「利用規約」をご確認ください。

■お問い合わせ

総務課 消防交通係 050-3665-0338



町章 ◆ 意味：清流、山の緑を背景に、泳ぐこいのほりはかんなの「か」。全体は恐竜の足跡。



町の花／ミツバツツジ



町の鳥／メジロ



町の木／ケヤキ

神流町 暮らしの便利帳

発行 ■ 神流町役場 総務課

群馬県多野郡神流町大字万場90番地6

TEL.0274-57-2111

FAX.0274-57-2715

<http://www.town.kanna.gunma.jp/>